

スポーツ振興におけるボランティアセクターの可能性

- 日英米の生涯スポーツ振興の比較 -

1999.12.21

学籍番号 861143

鈴木 士郎

はしがき

卒業論文を書き始めるにあたって、テーマの設定に関してはなかなか決めることができずに苦労した。3年生のときに谷本ゼミの仲間とともに学んできた内容を踏まえ、大学における勉学の集大成として、1年間自分が最も打ち込めるようなテーマを決めたいと思っていたので、その分決めるまでには時間がかかったと思う。私は中学生の頃からスポーツに打ち込み、大学においても体育会でスポーツを続けてきたことも自分の大きな財産であり、もともとスポーツに関しては非常に興味があった。そこで、卒業論文の作成にあたって、今までゼミでやってきたこととスポーツの接点はないのだろうか、ということを考え始めたのが原点である。市民の力、コミュニティの力がスポーツ振興においても必要であると考え、NPOやボランティアセクターとスポーツの接点を見つけていくことから始まったのだが、なかなか文献・資料が見つかられず先行きは非常に不安だった。しかし、諦めずに最後までやり遂げることができた事を考えれば、自分としては本当に満足のいくテーマ設定だったと思う。

作成段階においても、多くの場面で行き詰まった。最初はどうなることかと思ったが、常に一つのテーマを念頭において考えることは予想以上に大変だった。途中でテーマから脱線した内容になってしまうことが何度もあ

り、そのたびに論文作成の難しさを痛感した。1年間という長い期間で1つの論文を仕上げていく作業は、地道であり多くの時間を費やしたが、その過程を通してインターネットやワープロソフトの利用などパソコンに向かう時間も多くなり、有効に活用できるようになったことは良かったと思っている。1つの作品を時間をかけて作り上げていくことの難しさを、特にまとめる時期に実感したものの、やり遂げたことによる充実感も格別なものである。

また、この約1年間の卒業論文の作成にあたっては、多くの方々にお世話になった。まず、資料を探している段階から協力していただき、またインタビューも受けていただいたSSFの成瀬小太郎さんには非常に感謝している。大変御忙しい中にも関わらず、メールによるやりとりから始まり直接うかがってお話をする機会をつくっていただき大いに参考にさせていただいた。他にも各団体の代表の方にインタビューできたことで、この論文にも厚みが出たように思われる。文献・資料が少ない分、生の声を実際に聞いたことによって自分尾考え方にも幅が広がった。学生の卒業論文という位置付けにも関わらず、自らの想いを熱心に語ってくれたことに改めて感謝したいと思う。そして、1年を通して私の卒業論文作成の段階で様々なアドバイスをもらったり、互いに励ましあってきたゼミメンの人たち、また御指導いただいた谷本寛治先

生のおかげで、この卒業論文が作成できたと思っている。

学生生活において谷本ゼミ2期生として2年間勉強してこれたことは、楽しくもあり、大変でもあった。しかし、今振り返ってみればとてもよい思い出であり、誇りでもある。

鈴木 士郎

**スポーツ振興における
ボランティアセクターの可能性
- 生涯スポーツの普及に向けて -**

目 次

はしがき

第 1 章	スポーツ振興におけるボランティアセクターの役割	1
第 2 章	国民生活におけるスポーツの必要性	5
第 1 節	生涯スポーツとは	5
第 2 節	スポーツをめぐる社会環境の変化	7
第 3 節	数次から見る日本におけるスポーツの現状	11
第 3 章	日英米のスポーツ振興に対する取り組みの比較	17
第 1 節	日本の生涯スポーツ振興施策	17
第 2 節	イギリスの生涯スポーツ振興施策	31
第 3 節	アメリカの生涯スポーツ振興施策	37
第 4 章	ボランティアセクターの活動事例	44
第 1 節	日本の民間助成団体の取り組み	44
第 2 節	日米における NPO 団体の活動事例	51
第 5 章	総合型地域スポーツクラブ	64
第 1 節	総合型地域スポーツクラブの意義	64
第 2 節	日本における活動事例	66
第 3 節	先進事例の比較・検証	72
第 4 節	総合型地域スポーツクラブの可能性	77

第6章 日本におけるスポーツ振興の今後の展望	79
第1節 日英米におけるスポーツ振興の違い	79
第2節 スポーツ振興におけるボランティアセクターの可能性	83
参考文献	90

第 1 章 スポーツ振興におけるボランティア — セクターの役割

私たちの日常生活において、スポーツというものは一つの文化として根付き、あらゆる地域であらゆる年齢層の人々が数多くの種目を行なっている。ある人はスポーツを通じて競い合い技術の向上を目指し、またある人は趣味や健康のためにスポーツを行なっているだろう。単にオリンピックや大きな大会に出場するために、日々トレーニングを行うことだけがスポーツではなく、身近な仲間と共に身体を動かしたり、学校におけるクラブ活動や地元におけるママさんバレーなどのサークル活動、そしてフィットネスクラブでのスイミングスクールやエアロビクスなども、目的は様々ではあるがすべてスポーツである。

日本においても、最近ではそういったスポーツを行いたいという声は年々高まっている。しかしながら実際にはスポーツというものが普段の生活から切り離されていて、スポーツを行う機会といったものがない人もたくさんいるのではないのだろうか。もしくは、スポーツを行いたいと思っても様々な弊害を感じたことがないのだろうか。スポーツを行う施設や時間、また金銭面や指導面といったことなど、私が感じてきたことだけでも数多くある。また、歳を重ねるにつれてスポーツに触れる機会が少なく

なってしまうことも事実である。それは単に自ら重い腰を上げて、行動に移さないことだけが原因なのではなく、日本におけるスポーツ振興というものに対する考え方や、既存の組織・体制といったものにも問題があるのではないだろうか。

日本において、スポーツがもっと普及していくためには、スポーツ振興に対する取り組みを見直していかなければならない。今まで行政主体で行われてきた日本のスポーツ振興への取り組みだけではやはり限界があるだろう。スポーツの振興といっても、今まで日本では競技性を重視したスポーツの振興に力を入れられてきたことは否めない。地域社会におけるスポーツといったものは、行政レベルのスポーツ振興施策では手の届かない領域であるのが事実である。

しかし、スポーツの普及やスポーツ振興といった時に、それぞれの地域社会においてスポーツに触れるといったことが最も重要になってくるであろう。競技目的のスポーツ大会は別として、ほとんどの地域住民は自分の住む地域社会においてスポーツを行っているだろう。地域社会でいかにスポーツに触れる機会を多くし、スポーツを楽しむ環境を作っていけるか、そしてスポーツの普及というものにつなげていくかということを考えていきたいと思っている。地域社会におけるスポーツ振興において、これからは市民の主体的な参加による市民

活動が主導的立場をとっていかなければならないと思う。行政主体である社会構造の中で、スポーツ振興もその例外ではなく、ボランティアセクターの活動といったものがこれからの日本におけるスポーツ振興において重要であると考えている。スポーツ振興におけるボランティアセクターの活動事例を見ていくことによって可能性を探っていきたい。

また、平成10年12月に施行されたNPO法で定義している市民活動の12分野の1つに「文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動」⁽¹⁾とあり、行政の手の回らないところまでサービスを提供することのできる市民活動がスポーツ振興の面でも行ないやすくなるきっかけができた。今後NPOが活動していく分野の1つとして注目しており、これからの地域社会におけるスポーツ振興において、ボランティアセクターの中心となるNPOはどのような活動をしていけるかも見たいと思っている。

スポーツ振興において、日本は国レベルでも非常に遅れているのが現状である。私たちは日常生活でそれほど実感することはないだろうが、非常にスポーツが盛んに行なわれている欧米諸国に比べてスポーツ振興においても様々な面で違いがある。行政レベルのスポーツ振興施策が充実しており、また地域におけるスポーツクラブの存在が目立つヨーロッパの中でも、近代スポーツ

の発祥の地であるイギリスと、市民活動が盛んであり、スポーツ振興においてもNPOの活動が目立つアメリカと日本のスポーツ振興に対する取り組みを比較することによって、日本特有の問題点や課題を浮き彫りにしていきたい。またイギリス・アメリカのスポーツ振興施策を見ることによって新たな日本のスポーツの普及に向けた可能性を考えていきたいと思っている。

^①山岡 [11]215 ページ。

第 2 章 国民生活におけるスポーツの必要性

第 1 節 生活の一部としてのスポーツ

スポーツという言葉は、現在では運動競技全般を指すものとして使われているが、本来 sport の語源は中世ロマンズ語における deportare 「気分を転換する、気晴らしをする」から派生したものである。そして、1968年のメキシコオリンピックの際に開かれた国際スポーツ・体育協議会の「Sport for All」宣言の中で「スポーツとは遊戯の要素を含み、スポーツマンシップ、フェアプレイなどの規範によって統制され、他者や自然、あるいは自己との競争を目指す活発な身体運動である。」⁽¹⁾と正式に定義された。そして、このような活動の様式が多くの人によって分有され、世代的に伝達され、社会的歴史的過程を通して選択され、学習され、洗練されてきたものがスポーツ文化なのである。つまり、文化としてのスポーツといったときの特質として、遊戯の要素を含んでいること、フェアプレイなどの規範によって統制されていること、競争・挑戦の要素を含んでいること、活発な身体運動であることの4種の項目が挙げられるだろう。また、文化としてのスポーツの中には文化的概念からすると、スポーツ技術やルール、スポーツマンシップなどのスポーツ規範はもとより、トレーニングや練習の方法、スポーツ施設、用具、スポーツ雑誌、テレビやラジオでのス

スポーツ番組、子供の鬼ごっこのやり方などのすべてが含まれることになる。私たちの日常生活の中では、まさに生活の一部としてスポーツが溶け込んでいると言えるだろう。そして、今や日本だけでなく、どの国や地域社会においても生活文化の1つとしてスポーツ文化が根付いているのである。

また、スポーツと一口に言っても、大きく分けて競技スポーツと生涯スポーツの2つに分類することができる。競技スポーツとは、競技水準の向上を主たる目的として行われるものであり、自己の可能性の追求や極限への挑戦といった最高度の競技性を求めていく視点に立ったスポーツの楽しみ方である。また、生涯スポーツは誰もが、どこでも、いつでも気軽にスポーツをすることができ、スポーツを通じて人々の交流、ネットワークを広める機会を求め、生きがいとして生涯続けていきたいという視点に立ったスポーツの楽しみ方である。生涯スポーツは国民スポーツとも呼ばれることがある。私たちの普段の生活において競技スポーツといったものはよくテレビなどで目にするものであるが、実際にはスポーツ選手や学校での部活など行なう機会は意外と少なく、大人になってからはほとんどなくなってしまうだろう。一方で生涯スポーツといったときには、楽しむことに主眼が置かれており触れる機会も多い。しかし、なかなか自分のやりたいスポーツがすぐにできる環境が身近にないのが現実ではないだろうか。

この論文では、スポーツの中でも生涯スポーツに焦点を当てていき、特に地域社会における生涯スポーツの振興について考えていきたいと思う。

第2節 スポーツをめぐる社会環境の変化

スポーツを通じて人々の交流・ネットワークを広める機会を求め、また、スポーツを通じて共に楽しみ、共に生きがいを求められるような社会の実現を望む声は大きくなってきている。近年、日本においてもスポーツを取り巻く社会環境も変化しており、それによって人々のスポーツへの関心や意識も高まっている。ここでは社会環境の変化がスポーツの世界にどのようなインパクトを与えているのかを見ていきたいと思う。

まず、低成長・成熟化経済期への移行に伴い、スポーツをはじめとするレジャー活動もこれまでの金銭消費型から時間享受型の活動が重視され、日常生活の身近な場でのスポーツ活動が盛んになってくる。また、週休2日制の実施による学校や企業施設の利用や人々との交流が増えてくると思われる。

少子高齢化社会の到来によって、スポーツの社会における必要性も高まりつつある。日本人の高齢化は、かつてないスピードで進行しており、30年後には人口の4人に1人が65歳以上の高齢者で占める超高齢化社会に突入するとされている。その中で、個人及び社会全体の健康の確保が重要であり、これか

らの高齢化社会で最も大きな問題となってくるのは、国民経済に占める医療費負担の増大である。国民医療費問題の抜本的な解決策が求められるとき、これまでのような病気の治療に重きを置いた医療施策ではなく、病気を予防し、健康を高めるという“ポジティブ・ヘルス”⁽²⁾という考え方を強調していく必要がある。その意味で高齢者に運動やスポーツを積極的に推奨することが、生きがいや老人医療費の抑制、さらには社会全体の活性化につながってくるだろう。

社会環境の変化として、生涯自由時間の増大ということも挙げられる。労働時間の短縮、週休2日制の確立、長期有給休暇制度の普及、さらには平均寿命の延長などにより、普段の、あるいは生涯に占める自由時間の割合が大幅に増加してきている。このことは働くことと同様に、自由時間の過ごし方が、個人レベルでも社会レベルでも一層重要な問題となってくる。スポーツが自由時間の積極的・建設的な利用形態のひとつであることは言うまでもなく、そのウエイトはますます高まってくるであろう。

また、産業構造の変化によって、日本のスポーツ産業は今後順調に発展を続けた場合、2000年には15兆円近くに達し、GDPの約2%に相当する。⁽³⁾国民経済の活性化に果たすスポーツの役割はますます重要になってくると思われる。

さらには、パソコンをはじめとするマルチ

メディアの発達・普及により、コンピューターを通じて多種多様なスポーツ情報の入手が可能になった。高度情報化社会の到来により、インターネットが出現しスポーツに関する知識も得やすくなり、また、スポーツの施設やスポーツクラブに関する情報に容易にアクセスできることにより、スポーツ利用の機会が増えるきっかけになるだろう。これからはスポーツに興味のある人に限らず、誰もがコンピューターを利用してマイナースポーツや地域社会におけるスポーツイベントに触れる機会が多くなることによって、一層のスポーツの普及が望まれると思う。

スポーツへの関心の高まりとして、次の2つの要因もあるだろう。ひとつは国際化の進展である。スポーツは同一ルールのもとで行なわれる世界共通の人類の文化である。オリンピックなどの国際競技会にとどまらず、市民レベルでの国際交流も近年盛んになり、スポーツを通じて各国・各民族の文化や価値観に触れるきっかけとなるだろう。そして、もうひとつは自然志向の高まりで、都市化の発展、交通機関の発達などにより、自然とのふれあいを求める活動が一層盛んになってきている。マリンスポーツ、スカイスポーツ、スノーボード、歩くスキーなど人々が求める自然の中のスポーツ活動も極めて多様化してきている。

ここまで見てきたような、社会環境に伴うスポーツへの関心・意識の高まりとは別に、

スポーツが国民生活に果たす役割として次のようなことが挙げられるであろう。

まず、スポーツが媒介となって新しいまちづくりを促すということである。スポーツは人々のコミュニケーションの機会を広げ、連帯感を促し、新しい市民意識を作り上げる場を提供する可能性を含んでいる。Ｊリーグによるまちづくりに成功している茨城県の鹿島市や、市民マラソンなどのイベントを積極的に行なっている地域などが、これに当てはまるだろう。

また、現代生活の中で失われつつある自己表現の機会を提供するという役割もあるのではないかと思う。スポーツを行なうことによって健康であることの喜びを体感し、それが生きがいにつながってくる。高齢者、主婦、障害者、幼児にとってもそれぞれの楽しみ方の追求、自己表現、自己充足の機会になりうるであろう。

このようにスポーツは、身体を動かすという人間の本源的な欲求に答え、爽快感、達成感を味わうとともに、以上のような社会環境の中からスポーツの意義が見直されてきている。日本において、あらゆる生活の場面で、どの世代においてもスポーツの必要性というものがあるためと考えられているのは確かなことである。そして、このような多様性の総体こそがスポーツの価値であるのではないだろうかと私は思う。スポーツは勝つことがすべてであり、試合に出ても勝たなければ何の

意味もないと考える勝利至上主義者は、スポーツ活動の単なる一面である成績・記録だけしか見ておらず、スポーツの価値も薄れてしまう。現代社会の中で、生命の維持、健康の回復・増進という生きものとしての人間の絶対的な価値と、自己表現・自己実現の営みの場としての人間的価値をあわせ持っているのがスポーツなのである。

第3節 数字から見るスポーツの現状

現在の社会環境の中で、実際にスポーツというものが、どのような位置づけなのか、日本におけるスポーツの現状と、スポーツ環境の整っている欧米諸国も含めたスポーツを取り巻く状況を、資料をもとにして様々な角度から見ていきたいと思う。

図2-1は、人々が求めているライフワークの内容である。仕事や趣味など生きがいとして生涯続けていきたいものとして、高い割合でスポ

ー ツ ・ 運 動 が 拳
げ ら れ て い る 。
日 本 に お い て も
、 多 く の 人 々 が
身 体 を 動 か す こ
と を い か に 強 く
求 め て い る か が
わ か る 。 図 2 -
2 の ス ポ ー ツ を
行 な っ た 理 由 で
は 、 ス ポ ー ツ の
多 様 性 が 如 実 に 表 れ て い る だ ろ う 。 ス ポ ー ツ
は そ れ ぞ れ の 人 に と っ て 、 人 間 形 成 に お い て
も 多 大 な 影 響 を 与 え る も の で あ る 。

図 2 - 3 、 4 と 表 2 - 1 か ら は 、 現 在 の 日
本 に お け る ス ポ ー ツ 環 境 の 未 熟 な 面 が う か が
え る 。 図 2 - 3 は ス ポ ー ツ に 取 り 組 む 姿 勢 を
示 し た も の で あ る が 、 運 動 や ス ポ ー ツ を 行 な
う 機 会 が あ れ ば 行 な い た い と 思 う が で き な い
人 が 可 成 り 多 い 。 潜 在 ス ポ ー ツ 人 口 と は 、 そ
の よ う な 人 た ち の
こ と を 指 す の だ が 、
全 体 で 見 る と 女 性
の ほ う が 、 潜 在 ス
ポ ー ツ 人 口 が 多 い
こ と が わ か る 。 こ
れ は 、 女 性 の 方 が
ス ポ ー ツ を 行 な う
に あ た っ て 障 壁 が
多 い と い う こ と で

あろう。まだ、誰もがどこでも、気軽にスポーツを行なえる社会には程遠いということではないだろうか。

図2-4と表2-1では日本のスポーツ施設についての現状が分かるであろう。日本では、スポーツに使用される施設は年々整備されつつあり、数自体は増加してきている。しかし、日本における一番の問題点は、学校施設などの公共施設が市民に十分に開放されていないということである。もし、公共のスポーツ施設がもっと全面的に市民に開放されるようになれば、ヨーロッパの各国と肩を並べるほどの施設が日本には存在しているのである。日本におけるスポーツ振興において、これから施設の問題が重要な課題になってくるだろう。また、公共施設が有効に利用されていない現状の中で、民間営利のスポーツ施設が増えてきており、これからも民間の入り込む余地が十分にあるだろう。しかし、商業的な面が強くなればなるほど、市民にとって生

涯スポーツから遠ざかってしまうのは避けられない。身近な場で気軽にスポーツができなければ生涯スポーツの振興にはつながってこないだろう。ヨーロッパ諸国とスポーツの実施について国際比較をしているのが図2-5、6である。どちらの図を見ても、いかに日本における運動・スポーツ実施レベルが極めて立ち遅れているのかがわかる。ヨーロッパの多くの国々では、成人層の約半数以上が週1回スポーツを実施しており、日本はそれらの国の半分の値である。ヨーロッパ諸国とは異なり、日本ではまだまだ生活の一部としてスポーツが定着していないことが、数字を見てもはっきりと表れている。

もう1つの国際比較として、図2-7と表2-2で国家レベルのスポーツ予算の比較を見てみる。それぞれの国ごとに、スポーツ振興の取り組み方は違うが、国家レベルの取り組みはスポーツ振興においても重要な要素であることは間違いない。日本でもスポーツに対する関心の高まりとともに国家予算も増えてきているが、これは国家予算の総額自体が増えているからであって、ここ数年はGDPの0.09%と15年前から割合はほとんど変わっていない。地方自治体のスポーツ関連予算と合わせても、GDPの2%にも満たないのである。この日本の国家予算と表2-2のヨーロッパ諸国の国家スポーツ予算を比べてみると、日本はヨーロッパの最低水準にあることがわかる。

このように日本におけるスポーツを取り巻く現状を資料をもとにして見てきたが、運動・スポーツへの意識・関心が高まっている中で、実際に市民がスポーツを行なうための

環境が整っていない。潜在スポーツ人口を少しでも減らしていくために、スポーツ振興が必要であり、日本では現在どのような取り組みがされていて、どのような課題があるのかをこれから考えていく。

(1) 影山 [4] 34 ページ。

(2) SSF [8] 17 ページ。

(3) SSF [8] 19 ページ。

第 3 章 日英米のスポーツ振興に対する取り組みの比較

第 1 節 日本の生涯スポーツ振興施策

日本ではこれまで見てきたような社会環境の中で、どのような生涯スポーツ振興に対する取り組みをしてきたのだろうか。また、現在は生涯スポーツを普及させていくためにどれほどの施策がとられているのだろうか。スポーツ振興において欧米諸国と比べてまだまだ遅れをとっている日本の現状を、行政レベルの取り組みを中心に把握し、その中から生涯スポーツの普及にどのような問題点があるのかを見ていきたいと思う。

(1) 行政のスポーツ振興

戦後 50 年の間に、日本ではスポーツに関する制度が大きな進展をみせてきた。はじめに戦後の日本におけるスポーツ行政制度の変遷を生涯スポーツに関することを中心に追っていくことにする。

1961 年にスポーツ振興の基本理念となるスポーツ振興法が制定された。⁽¹⁾この法律は、日本の体育・スポーツの振興にとって極めて意義深いものである。それまで学校外社会の体育・スポーツの法的根拠は社会教育法であったが、スポーツ活動についてより一層振興するための特別法としてスポーツ振興法ができた。スポーツ振興法は、国民の自発的・自主的活動としてのスポーツを国民誰もが行なえるようにするための環境条件の整備を旨と

している。スポーツ行政の基本理念を如実に表しているこの法律は、我が国のスポーツ推進に画期的段階をもたらすこととなったが、物理的な強制力のあるものではなかった。

1964年にはオリンピック東京大会が開催され、国民のスポーツへの関心が高まった。それ以降、スポーツ教室の開催や地域スポーツクラブの組織化によって市民スポーツが盛り上がってきたのである。一面では諸外国との対比での国民体力のひ弱さとその増強策重視の傾向を強めることともなった。

そして1972年には保健体育審議会の答申として、社会・経済や生活の変化の実状や健康・体力問題をふまえた新たな観点に立ったスポーツ振興策のあり方が示された。充実発展させるべき施策としてあげられている主なものは、日常生活圏域型スポーツ施設の整備・野外活動施設等広域生活圏域施設の整備・職場スポーツ施設の整備についての基準設定、日常生活的スポーツ活動推進のためのスポーツクラブの育成、スポーツ教室等スポーツ事業の充実、スポーツ指導者の養成・研修、市町村のスポーツ担当機構や職員の整備充実、学校体育施設の開放と活用などである。

^②中でも、施設整備基準の設定は大きな影響を与え、市町村がその充足に力を注ぐようになるきっかけとなった。しかし、70年代はそのほかに目立った振興政策が掲げられることはなく、以前の勢いを失い振興行政が結果的に一步後退した時代であったと言えるだろう。

スポーツに対する国民の関心、ニーズの高まりと多様化に応え、また、我が国の選手の競技力向上を図るため、行政の積極的な対応が必要になったことから、文部省は1988年に従来のスポーツ課を改組し、生涯スポーツ課と競技スポーツ課の新たに設置した。⁽³⁾これによって幼児から高齢者までを見据えた生涯スポーツ行政の発端が開かれたことになる。つづいて同年、各省庁の指導者資格制度が始まり、文部省の「社会体育指導者資格」、厚生省の「保健体育指導士」、労働省の「ヘルスケア・トレーナー」とできたが、スポーツクラブの増加に伴い、指導者の質的な問題が問われるようになった。このことは指導者にははっきりとした目標を与えることになったが、それぞれの棲み分けが明確でない。

1990年代に入るとスポーツ振興のための財源確保が求められるようになってきた。国ではスポーツ施設の整備、指導者の育成、各種行事の開催、科学的な研究の推進などに取り組むとともに、地方公共団体やスポーツ団体が実施する事業に対する

助成を行なっている。しかしながら、国家のスポーツ振興予算は、以下の厳しい財政状況の中でここ数年170～180億円で推移している。(図3-1)現在のスポーツ施設整備、指導者養成、スポーツ医学に基づく選手強化体制や地域社会における生涯スポーツの普及の状況などを考えると、安定的な財源による計画的なスポーツ振興を図ることが強く求められるだろう。

このようなスポーツ振興のための財源確保策の1つとして1990年に日本体育・学校健康センターに「スポーツ振興基金」が設置された。この基金により、平成10年度までに、2285人及び1941団体に対して約81億7000万の助成がなされてきており、我が国のスポーツ振興に大きな役割を果たしている。⁽⁴⁾けれども、近年の景気後退により、民間からの寄付金額の伸び悩みや金利低下による助成金額の減少などの課題も生じている。(表3-1)

このように日本でもスポーツ振興に関する制度は急速に進展してきたが、行政制度の改革だけでスポーツの普及がうまくいくわけではない。我が国のスポーツ振興の中で政府は様々な役割を担っているが、ここでは政府のスポーツ振興施策の問題点を指摘する。

政府のスポーツ振興施策の最も大きな問題点は、いくつかの省庁にまたがって行われていることである。文部省をはじめ、厚生省、建設省、通産省、労働省など12省庁にわた

って担当を分担している。文部省では指導者の育成、関係機関の連絡調整、プログラムの開発などのスポーツのソフト面に関することを担当している。生涯スポーツの振興においても最も関係があるのは文部省のスポーツ課である。事業としては都道府県全体のスポーツ振興を図るためのものや市町村教育委員会が行なう幼児から高齢者までの各層の住民を対象にして実施するスポーツ活動事業の実施に要する経費の一部を補助するものであり、地域住民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康、体力の維持増進を図ることを目的とし

ている。現在、都道府県、市町村の教育委員会を対象に16事業を実施しており、少年、親子、高齢者などそれぞれの事業目的に即した各層の住民を対象とした各種のスポーツ教室やスポーツ大会の開催などとなっている。⁽⁵⁾文部省以外でも、厚生省はスポーツの安全、スポーツの医科学に関すること、建設省は施設の整備に関すること、通産省がスポーツ産業の育成に関すること、そして労働省はスポーツ関連の就労及び労働労働者の健康・安全に関することと非常に多岐にわたっている。そのために各省庁間の連絡調整や体系的なスポーツ施策のすばやい展開が困難であるのが現状であり、統一したコンセプトのもとにより計画的な政策を決めていくことが望まれるだろう。

しかし、政府による施策の中でもこれからの生涯スポーツの普及に向けて追い風となるようなものも出てきている。それは特定非営利活動促進法（NPO法）やスポーツ振興くじ法である。

ボランティア活動などを行なう民間の非営利団体に法人格を与え、その活動を支援するこの法律が1998年の3月に成立し、そして12月に施行されたことにより、スポーツ分野にも影響を与えている。対象となる分野の中にスポーツが含まれているため、地域における小さなスポーツ団体までもが法人格を取得する資格を持つことができるようになった。公益法人に比べ、法人格の取得が容易な

ことなどから、今後任意団体として活動しているスポーツ団体の法人化が推進されるだろう。スポーツ振興の観点から言えば、現在任意団体として活動しているスポーツ団体の活性化が図られること、スポーツ振興の分野に国、地方公共団体、民間企業、公益法人に加えて、法人格を取得したスポーツNPOが積極的に加わることで、多様化・飛躍化が図られること、従来からスポーツ振興に大きな役割を果たしてきた公益法人においても、スポーツNPOと積極的に連携を図ること、より大きな役割を果たすことが期待されること、などからNPO法の成立はスポーツ振興にとって望ましいものである。⁶⁾NPO法人格について具体的なことは第4章で取り上げることにする。

もう1つのスポーツ振興くじは、まだ実施はされていないため、まだ未知の部分もあるが、スポーツ振興くじへの期待は大きいことは確かである。この法律はスポーツ振興の新たな財源確保策として1998年5月に成立した。スポーツ振興くじはJリーグのサッカーの結果をまとめて予想し投票するもので、その性格は、宝くじのように夢を持たせ、小口の寄付という性格づけをし知的ゲームの要素が付加されている。

我が国のスポーツ振興予算は、様々な工夫にも関わらず、近年、おおむね180億円前後で低迷しており、しも財政構造改革が求められている中で、国が新たな財政支出を大

幅に増やすことは極めて困難であるという現実がある。このような状況を踏まえ、ヨーロッパや南米諸国を中心に、諸外国でスポーツ振興財源の確保策として定着しているサッカーくじの導入が日本でも構想されたのである。スポーツ振興くじの収益金の3分の2がスポーツ振興助成金に充てられることになっており、国民のスポーツニーズに対応し、あらゆるスポーツ振興事業に使われる予定である。(図3-2)今後は2000年の実施を目指して、広く国民に理解の得られるような制度として発展・定着させることが文部省に課せられた課題であると思う。それではそれぞれの自治体ではどのようなスポーツ振興が行なわれているのだろうか。自治体のスポーツ振興計画は、各都道府県の今後5年から10年間の生涯スポーツと競技スポーツの普及振興の具体的方策を提示したものである。しかし、都道府県ごとの具体的な計画内容にそれほど大きな差があるわけではない。最近の傾向としては、スポーツ施設やプログラムのマネジメント的要素の重要性を計画の中に取り込む傾向がある。1995年の段階で、47都道府県中、スポーツ振興計

画を持たないのは兵庫、愛媛の2県だけであり、他の自治体はいずれも計画を策定したか、あるいは策定を予定している状態である。振興計画の体制としては、都道府県の総合計画の中で行われるものと、スポーツ単独で計画が策定されるものに分けられる。計画の期間は、短いもので3ヶ月、長いもので15年となっており、スポーツ振興計画のほとんどは各都道府県の教育委員会が都道府県のスポーツ振興審議会に諮問し、同審議会が答申するという方法をとっている。ただ、実際に振興計画の具体案をつくるのは、審議会とは別に設置されたスポーツ振興プラン策定委員会といったワーキンググループやアドバイザーと呼ばれる専門家があたるケースが多い。⁽⁷⁾

スポーツ振興計画を策定する動機は様々であるが、山形県のように国体後のスポーツ振興を活性化するために行なわれたものと、大阪府や神奈川県のように国体に向けて人々の関心を高め、生涯スポーツと競技スポーツの振興に力を注いでいくことを目的とする府県があるように、あくまでもプレ国体、ポスト国体を視野において振興計画が立てられているのが現状である。自治体は地域住民の自発的、自主的にスポーツ活動ができるような諸条件の整備をする役割を担っており、それを念頭においてスポーツ振興計画を策定していかなければならない。しかしながら、上記のように各自治体は国体などの大きなイベントに向けた計画が多く、継続性のある生涯ス

スポーツの普及のための取り組みは、まだそれほど効果的なものであるとは言い難い。もったと地域住民の声を傾けて、ニーズを満たすための努力を各自治体はしていくべきだと思う。自治体レベルでの活動は予算も法整備も自治体の自由なのだから、地域住民がスポーツをもっともっと身近に感じることができるような取り組みが期待される。現状の各自治体の振興計画は、コミュニティ、施設、指導者、情報、国際交流、振興基金の充実といった課題を抱えており、それぞれの課題をひとつずつクリアしていくためにもっと特徴を出した計画も必要になってくるだろう。行政の中で政府よりも柔軟で具体的な取り組みが行なえる自治体は、スポーツ振興がコミュニティを活性化させまちづくりにもつながってくるということをもっと意識した取り組みをしていかなければならないだろう。

(2) 企業のスポーツ振興

企業は、企業イメージの向上や社会貢献の観点などから独自のチームを保有したり、競技大会の後援・協賛などを通じて、我が国の競技力の向上やスポーツの普及に貢献してきており、特にトップレベルの選手の雇用やスポーツ環境の提供といった育成・強化に果たしてきた役割は大きい。

しかし、企業スポーツは経済情勢の影響を受けやすく、不況時においては第一にスポーツチームの廃部や休部がなされる例も多く、現在不況下にある日本も例外ではない。また、

企業スポーツは、その性格からして野球、バレーボール、女子マラソンなどそれぞれ時代ごとの特定の人気競技に集中する一面も持っている。今後も、我が国のスポーツ振興を図っていく上で企業の果たす役割は依然として大きいだろう。また、従来、企業による支援は競技スポーツに偏りがちであったが、今後は企業自身も地域社会の構成員として、その保有するスポーツ施設や指導者、そして金銭等の資源を地域スポーツの振興に積極的に還元することが望まれる。なお、1998年から企業が保有する福利厚生施設等を地方自治体を通じて地域住民に開放した場合、一定の税制上の優遇措置を受けられる制度も創設された。⁽⁸⁾

企業単独でのスポーツ振興がなかなか難しい経済情勢の中でも、地域社会に果たすべき役割を自覚していかなければならないだろう。そのためには、民間団体とのパートナーシップが重要であると思う。企業は生涯スポーツの振興に対して様々な形で関わることができるとは、地域社会において社会的責任を果たしていかなければならないだろう。企業と民間団体のパートナーシップのあるべき姿については第4章以降で考えていく。

(3) 民間スポーツ産業

豊かなスポーツライフの実現のためには、民間スポーツ産業も重要な役割を果たしている。民間のスポーツ産業が担っている分野としては、ゴルフ、テニス、水泳、フィットネ

ス、ボウリングといった分野があり、それらのための施設は主に民間において整備されている。これらは、公共の機関があまり取り組んでこなかった競技であり、かつ、競技需要の多い競技である。生涯スポーツ社会の実現にあったって、民間のスポーツ産業の役割も重要なものがあると思われる。

しかし一方では、民間のスポーツ産業の提供するサービスは、特定の競技需要の多いスポーツに偏る傾向や、一部において入会金、会員権が高額であるなどの問題もある。今後、サービスに対する国民の選別が厳しくなる中で、より低額で良質のスポーツサービスの提供が求められてくると言えるだろう。

(4) 民間団体のスポーツ振興

スポーツにおいて団体という場合、いくつかの類型が実際には見られる。一般には、スポーツや体育のクラブ、サークルもしくはグループが複数集まれば、これを団体という。市区町村、県レベル、国レベルそれぞれの規模で組織されたものがあり、一口にスポーツ団体といっても、その種類は多く、内容は多様であり、規模も異なる。一方で、クラブ、サークルあるいはグループと呼ばれるものがあるが、これも団体とみなされる。これらは、一人ひとりの会員があって、その複数の人間が組織体をつくることによって成り立っている。

この論文では、利益を追求するのではなく、あくまで生涯スポーツの普及を目的として活

動している民間のスポーツ団体をボランティア
セクターとして位置付け、それらの団体の
スポーツ振興における活動に焦点を当ててい
る。全国レベルの公益法人からNPO法人、
そして地域社会の中で活動しているスポーツ
クラブまで取り扱っているが、その中でも生
涯スポーツの振興を行なっているスポーツN
POと総合型地域スポーツクラブの役割を具
体的な事例を通して検証していきたいと思う。
まず、全国レベルでスポーツ振興を行なっ
ている公益法人について取り上げることにする。

公益法人は、「財団法人」と「社団法人」の
2つが民法で認められており、また許可主義
によって設立が認められる。この許可主義
により、日本のスポーツ・体育の団体は、下
から積み上げられたものではなく、上部組
織をまず設立し、都道府県組織を下部機
構とすることになる。さらに、主務官庁（多
くの場合は文部省）の補助金の受け皿団体
として設立されやすいという面もある。さ
らに国以外の補助金の交付に対しても主
務官庁が優先順位をつけることになってい
る。このため、主務官庁に顔の利く人を
会長におくことになるし、いわゆる天下
りが横行することにもなる。このような
特性を持っているのが、我が国の団体
であり、スポーツ団体においても例外では
ないのである。日本において公益法人の
スポーツ団体の主なものは、日本体育協
会、日本レクリエーション協会、健康・
体力づくり事業財団などがある。

日本体育協会は、日本におけるアマチュア・スポーツの統括団体として国を代表し、国民スポーツと競技スポーツの振興を目的としている。生涯スポーツ振興と普及に関する事業としては、スポーツ指導者の養成から都道府県体育大会の助成、スポーツ少年団の育成強化など多岐にわたっている。しかしながら、日本体育協会はオリンピック競技等の競技力向上の方に重きをおかれ、地域のスポーツ振興には目を向けられていない。これは日本レクリエーション協会や健康・体力づくり事業財団なども同じである。

これらの団体のように、日本のスポーツ振興の公益法人は中央で上部機構がつくられ、これに対応して都道府県機構、市町村機構が形づくられていくという特性がある。これはさきほども言ったように、主務官庁の許可主義による法人の設立に原因があるだろう。このことが日本におけるスポーツクラブの発展を遅らせ、スポーツの世界においても中央志向を強めてしまったといえる。このような中央団体とでも呼ぶべき団体では、生涯スポーツの振興においても行政の延長線上でしかありえない。地域において生涯スポーツを普及させていくためには、このような全国レベルの大規模な団体も必要であると思うが、本当に柔軟な取り組みはできないだろう。それぞれの地域にはもっと柔軟な取り組みを行なえるような団体が求められ、それを行なえるのはやはり民間の団体ではないだろうか。上

記の公益法人もボランティアセクターに含まれるのであるが、日本においてボランティアセクターには、もっと生涯スポーツの普及を意識して活動し、今後のスポーツ振興の方向性が期待されるような活動をしている団体も数多く存在している。それらの団体について第4章以降で検証していく。

第2節 イギリスのスポーツ振興施策

イギリスは近代スポーツの発祥の地として知られ、スポーツ文化を世界中に伝播してきた国である。ゴルフやラグビー、サッカーといった活動だけではなく、「スポーツマンシップ」「フェアプレイ」といったスポーツから派生する日常生活のマナーまでも、世界中の人々の心に大きな影響を与えてきた。生涯スポーツの振興という国家政策面でスポーツが取り上げられるようになったのは約30年前くらいからであり、それまで実際にスポーツを楽しんでいたのはジェントルマンと称するごく一部のエリート層か、トップ選手に限られていた。また、見るスポーツの人口が減少傾向にある中で、水泳、競馬、釣りといった野外活動や、テニス、バドミントン、ラグビーなどの競技スポーツへの参加人口が増えてきている。⁽⁹⁾

そういった中で、スポーツクラブの存在は生涯スポーツの振興には非常に大きな役割を果たしているだろう。ヨーロッパ諸国のスポーツ基盤は住民の生活に密着した地域のスポ

ークラブにあり、学校や職場を基盤としてきた日本のスポーツ風土と大きく様相が異なっている。イギリスをはじめとするヨーロッパの地域スポーツクラブは、基本的には営利を目的としない住民の自発的加入、自主運営によって成り立っており、国や地方自治体からの財政補助、スポーツ施設などの公共用地・施設の優先利用、事業収益及び固定資産に対する税制優遇措置等を受けるために、行政機関によって法的に許可された法人格のクラブがほとんどである。中では、1世紀以上の伝統を持つ由緒あるスポーツクラブも多く存在しており、地域住民の人生の歩みとともにスポーツクラブが存在し続けているといえるだろう。

イギリスではスポーツ振興において、地域のスポーツクラブの存在が大きいのはもちろんであるが、同時に行政機関のスポーツ振興施策も不可欠な要素である。日本とは違い、イギリスにおいてはスポーツ振興において行政機関が中心となっている。行政の役割は非常に大きく、スポーツに関する権限も強い。生涯スポーツの普及・振興において、日本とはしくみが異なるイギリスの取り組みを見ていきたいと思う。

他の欧米諸国と同様に、イギリスでも自由時間の増大、生活形態の変化による健康への関心の高まり、学校教育の普及などを背景として、国民の間にスポーツが多様な広がりをもって普及してきた。イギリス政府も国民ス

ポーツへの関心の高まりに対処するために、これまで積極的な施策を講じてきた。

1965年に、政府の公的機関として「スポーツ審議会(Sports Council)」が誕生した。この時点では、まだ政府の単なる諮問機関に過ぎなかったが、1972年の「国王憲章」により、予算配分などの重要な権限を持つ執行機関として新しく発足したのである。さらに、これまでイギリスの国民スポーツの中心的役割を果たしてきた民間団体「身体的レクリエーション中央審議会(Central Council of Physical Recreation、CCPR)」のスタッフ及び施設などの資産を吸収し、文字通りイギリスを代表するスポーツの中央組織として機能するようになった。これによってまた、CCPRはスポーツ審議会と深い関係をもちつつも、スポーツ問題全般を討議する場として、独立機関として存続するようになった。

1974年には、スポーツ審議会の権限をより強化するため、環境省内にスポーツ・レクリエーション担当国務大臣のポストが設けられ、これによって一連の諮問活動がスポーツ・レクリエーション大臣の呼びかけにより開始され、各大臣、各省担当官、政府関係機関、民間機関の関係から、体育・スポーツ施策の動の報告と、将来の方向性の見解を求めた。これらの情報はスポーツ白書として毎年まとめられるようになり、政府のスポーツ総合施策の基盤になっているといえるだろう。

図3-3はイギリスのスポーツ行政機構を

示したものである。審議会の構成メンバーは26名で、基本方針を立案し、これを専門委員会で実施に移す。ロンドンの本部には50名の専門スタッフが、また9つの地方支部にそれぞれ1名ずつの専門スタッフが配置されている。スポーツ審議会の果たす役割として、社会におけるスポーツの重要性について一般の理解を深めること、スポーツ施設の新

設を促すとともに、既存の施設の効率的活用を図ること、スポーツへのより広い参加を国民に促すこと、各スポーツの競技力向上を促すこと、とあるようにスポーツ施設の整備拡充といったこととともに、生涯スポーツからトップアスリートの競技力向上までを目指しており、その範囲は極めて広範囲にわたっている。⁽¹¹⁾スポーツ審議会がこれまで最も重視してきたことは、スポーツ施設の拡充で

あり、国立スポーツセンターの設置・運営であり、全国に13もの国立スポーツセンターが存在している。

生涯スポーツの振興といった観点から見れば、スポーツ審議会が主導となっていて行なっているスポーツ運動が挙げられるだろう。まず、1972年から1982年まで、生涯スポーツの振興を目指した「みんなのスポーツ運動」が着手された。これは国民すべての中に、スポーツを位置づけるためのスポーツ10ヶ年計画であり、政府、地方自治体、スポーツ団体、青少年団体等に広く呼びかけられたりした。1983年からは1993までは、「コミュニティにおけるスポーツ運動」と題した新たなスポーツ振興10ヶ年計画が発表され、スポーツ人口を560万人増加させることを一大目標として、17億5000ドルの費用を投資した。このスポーツ振興計画には、達成すべき個々の目標が具体的に挙げられており、スポーツ審議会がその達成に力を入れているかがうかがえる。

生涯スポーツの普及に向けても、このようにスポーツ審議会が主導となっているが、地域ごとに格差がある中で、このスポーツ振興計画を遂行していくために必要な基本的要素を6つ提示している。それは指導者の技術開発、学校、地方公共団体、スポーツクラブの密接な連帯、既存施設や諸機関に対する促進的な取り組み方とその技術、他の政策との結びつき、適切な社会基盤計画の

発展、である。これは日本の行政のスポーツ振興においてもあてはまるのではないだろうか。

日本でも、近年はスポーツ振興のプランのようなものを掲げたりはしているが、イギリスほど具体的ではないし、行政のスポーツに対する権限も強くない。かといって、民間の団体が主導となってスポーツ振興をしているわけではない。そういった責任の所在もはっきりせし、行政の立場、そして行政の構造自体も不明確な要素が多い日本の行政では、イギリスのようなスポーツ振興施策はできないであろう。日本はまだまだ行政のスポーツ施策に遅れをとっていると言わざるを得ない。役割としてはどちらも広範囲にわたっており、あまり違いはないように見えるが、特に生涯スポーツにおいては内容・成果の伴わない日本に対して、イギリスの行政は、スポーツ審議会を軸にして具体的な目標をもってスポーツ振興を図っているのである。いくつかの省にまたがって行政のスポーツ振興施策が行われている我が国では、イギリスのような行政主導では生涯スポーツ振興は難しい。また、イギリスのような地域に根差したスポーツクラブの存在というものがなかったことによる生涯スポーツへの距離感というものも日本にはある。そういう状況の我が国では、今後はやはり市民が中心であるボランティアセクターの期待が高まってくると思われ、地域住民が自分たちが主導となってスポーツを普

及させていかなければならないだろう。

第 3 節 アメリカのスポーツ振興施策

アメリカでは、伝統的にコミュニティを中心として発展してきたために、国民生活に直接関係する行政的権限のほとんどが州もしくは地方自治体に委ねられている。スポーツ行政についても同様のことが言え、スポーツの実施状況の把握を担当する政府機関を持たないことから、スポーツに関する実態を把握する資料が少ない。ここではコミュニティが発達しているアメリカではどのようなスポーツ振興施策が行われているのか、スポーツが非常に盛んに行われているアメリカのスポーツ振興に対する取り組みを見ていきたいと思う。

アメリカにおいてスポーツに対する連邦政府の関心が急速に高まってきた背景には、オリンピックをはじめとする国際競技界での成績不振による「スポーツ王国アメリカ」の威信低下や、モスクワオリンピックのボイコット事件、さらには1984年のロサンゼルスオリンピックの開催といったことで、アマチュアスポーツに対する世論の盛り上がりを見無視できなくなったことがある。また、アメリカ国民の健康づくりに対する関心も極めて高く、そうしたニーズにも迫られ、連邦政府が体育・スポーツの振興に積極的な役割を果たそうとする気運が見られるようになってきたのである。

そのような中で、1978年に「アマチュア・スポーツ法」が連邦議会で制定された。この法律によって、アメリカ・オリンピック委員会をアマチュアスポーツの統括組織として認定し、また、各競技団体を代表する団体の認定と統一を図ったことにより、アマチュアスポーツ界の組織統合が初めて実現した。さらには競技スポーツの振興だけを目的としておらず、一般国民の体力の向上と健康スポーツの普及、高齢者、婦人、身体障害者、マイノリティのスポーツ参加促進を掲げ、各競技団体、関連組織に対してスポーツの普及振興策を義務づけている。⁽¹²⁾まさに、「アマチュア・スポーツ法」はアメリカのアマチュアスポーツ界全体に関わる法律として成立したのである。

連邦政府の中で、スポーツに直接関係する部門は、「大統領体力スポーツ審議会 (President's Council on Physical Fitness and Sport、PCPFS)」である。保険福祉省内の行政部門の1つとして位置づけられており、1956年に設立された。設立当初は「大統領青少年体力審議会」と呼ばれていたが、その後、活動がスポーツ一般に及ぶようになったり、青少年に限定せず広く一般の人を対象にするようになった経緯もあり、1963年に現在のような名称へと改称された。PCPFSの役割は、スポーツやフィットネスに関する啓発活動ならびにスポーツの振興を図ることであるが、行政権限は持たない。よって、そ

の業務は一般の人々や関連諸機関への啓発活動や技術的援助、調査活動などに留まっているのが現状である。PCPFSのスポーツやフィットネスに関する主なプログラムとしては、6歳から17歳までの青少年向けの体力テスト表彰プログラムやスポーツ参加表彰プログラム、その他スポーツ・フィットネス関連の各種の情報提供等がある。⁽¹³⁾

地方自治体レベルの取り組みでは、市町村あるいは郡単位のスポーツ委員会が主要なスポーツ施策やプログラムの運営を担当している。また、この他に公園やレクリエーション全般を専門に担当する公園レクリエーション局もある。後者の場合、運動やスポーツはその一部の機能として、間接的な関わりとなる。しかし、一般の人々が運動やスポーツをする場合には、地域の公園やレクリエーション施設を利用することが多く、その意味では公園レクリエーション局の役割は大きいといえるだろう。スポーツ振興の予算に関しては、各州や地方自治体によって取り組み方も様々であり、複雑である。また、アメリカにおいては、より広範囲な活動領域を持つ公園・レクリエーション分野が行政上でも確立されており、これが一般市民レベルのスポーツ振興に大きく関係していると考えられる。よって、スポーツ振興関連予算を判別することは難しい。

学校における体育・スポーツについても基本的に州政府の直轄であり、州ごとに異なっ

ている。したがって実施状況も州によって様々で把握は難しい。しかし、全米50州のうち47州において学校体育の実施に対して何らかの法的な義務づけが行われている。中でも、体育に力を入れているのがイリノイ州であり、学校教育システムにおいては、体育の授業が毎日義務づけられているといった州もある。日本の縦割り行政の中では、地方自治体ごとにこれほど思い切った施策は取れないであろう。これは、スポーツ振興において中央政府が権限を持たないアメリカだからこそ可能だといえる。

次に、アマチュアスポーツを統括している民間の組織として「合衆国オリンピック委員会（USOC）」がある。これは73のスポーツ関連団体がメンバーとして所属しており、連邦政府から独立した民間統治機関である。

「アマチュア・スポーツ法」では、USOCに広く国民のスポーツ参加を促進するように義務づけているが、実質的にはUSOCの活動は主としてエリートスポーツに焦点が当てられているのが現状である。また、連邦政府から独立しているといっても、業務の性格上、政府との関わりは深い。地域スポーツの振興という面から見れば、USOCは日本体育協会や日本オリンピック委員会と同様に、関連が薄くなってしまうている。競技スポーツだけではなく生涯スポーツにおいても、特に日本では既存の組織以外にこのような全国レベルの大規模な民間組織の存在が望まれる。それに

は生涯スポーツの重要性というものをもっと国民に理解してもらうことが前提にあるだろう。

アメリカでいえば、市民レベルのスポーツ振興という観点からは「全米レクリエーション協会（National Recreation and Park Association、NRPA）」の役割は大きい。NRPAは全米23、000の地方自治体の公園・レクリエーション関係機関をはじめ、民間団体、学術団体などから成る民間非営利の全国統治団体である。公園・レクリエーション施設の運営・管理、またレジャー・レクリエーション行政などにおいて、全国レベル及び地域レベルにおいて大きな影響力を持っている。全米には108、000カ所の地域公園施設があり、国民の約75%がこれらを利用しているともしわれ、⁽¹⁴⁾一般市民にとってもっとも身近なスポーツの場になっていると言えるだろう。具体的な活動内容としては、生涯スポーツ推進事業として、特定対象者層に対するプログラム開発がある。1993年から「Leisure and Aging」キャンペーンプログラムを展開し、レクリエーション、レジャー施設における高齢者のアクセスやプログラムのあり方等について、関係福祉団体等に啓発活動を行なうものである。また、NRPAは公園・レクリエーション施設全般について全米規模で調査を行ない、情報・資料として様々なものに利用されている。

アメリカにおける国家のスポーツ振興予算

については、基本的にスポーツが連邦政府から独立したものとして捉えられているため、連邦政府としてスポーツ振興を直接の目的とした予算は立てられていない。大統領体力スポーツ審議会は、行政権限もなく、予算的な裏付けも極めて小さいのが現状である。スポーツ振興基金制度に関して言えば、アメリカにおいては特にない。しかし、州政府の直轄において「State Lottery」と呼ばれる州政府による宝くじが行われているところが多いが、これはいわゆる「スポーツくじ」とは異なる。一般的に「State Lottery」からの収益は福祉関係やレクリエーション分野に充てられることが多く、その意味では間接的にはあるが市民レベルでのスポーツ振興に関係しているといえるだろう。

このように、アメリカにおける生涯スポーツ振興への取り組みを見てみると、行政レベルでの活動はあまり活発ではない。プロスポーツやオリンピック種目を中心とした競技スポーツに対する選手の育成等に関する振興は進んでいるが、国家レベルでの生涯スポーツ振興において中心となる組織がないことによって、行政レベルでの活動は遅れている。各自治体がそれぞれ独自に活動しており、アメリカではやはりコミュニティを中心としたNPOをはじめとするボランティアセクターの立場が大きい。コミュニティが発達しているアメリカではスポーツ振興においても地域社会の中から自発的に活動してきた力が大きい

いと思う。もちろんアメリカでは上記のようなスポーツ振興施策のもとに、数多くのNPOをはじめとする民間団体が市民主導で活動しているからこそ、「スポーツ王国アメリカ」が存在しているのである。NPOのような組織が、その地域ごとにスポーツをする機会を与えているからこそ、スポーツが盛んに行なわれるようにもなってくる。行政の対応が十分ではない我が国でも、コミュニティの中から生涯スポーツを普及させていくといった考え方も必要ではないかと思う。では、現在のアメリカと日本にはボランティアセクターの活動にどれくらい違いがあるのであろうか。具体的な活動事例を次章で見ていくことにする。

-
- (1) 浅見 [3] 39 ページ。
 - (2) 浅見 [3] 42 ページ。
 - (3) SSF [8] 24 ページ。
 - (4) 文部省 [6] 50 ページ。
 - (5) SSF [8] 160 ページ。
 - (6) 笹川スポーツ財団 「スポーツ・フォア・オールニュース」 1998年5月号 Vol. 24
 - (7) SSF [8] 179 ページ。
 - (8) 文部省 [6] 150 ページ。
 - (9) 浅見 [3] 120 ページ。
 - (10) 浅見 [3] 121 ページ。
 - (11) 浅見 [3] 108 ページ。
 - (12) SSF [9] 10 ページ
 - (13) SSF [9] 12 ページ。

第 4 章 ボランティアセクターの活動事例

第 1 節 日本の民間助成団体の取り組み

第 3 章では、日本、イギリス、アメリカのスポーツ振興施策について見てきたが、現在の日本におけるスポーツ行政の取り組みの不十分さや、生涯スポーツ振興への取り組みの遅れが浮き彫りになった。しかし、生涯スポーツの振興は行政レベルの取り組みだけではなく、民間レベルも非常に大きな役割を果たしている。ボランティアセクターによるスポーツ振興が、今後の生涯スポーツの普及に向けて欠かせないと思われる。では我が国のボランティアセクターはどのような活動をしているのだろうか。まずは、生涯スポーツの振興をしている団体に支援をしている民間助成団体について見ていくことにする。

現在、スポーツ関連の活動を行なっている民間団体の多くは、助成交付団体からの助成や、自主財源で賄っているのが現状であり、スポーツ振興のために自ら助成や財政支援を行なっている団体は少ない。しかも、助成内容は研究や競技大会が中心となっており、生涯スポーツの普及には地域社会での草の根的に活動しているような団体への助成がこれからは確実に求められているのではないかと思われる。ここではスポーツ事業に対して助成を行なっている民間団体を取り上げていく。また、民間団体の中でも対象としてはボランティアセクターに焦点を当てており、非営利

で自発的に活動している団体の活動を見ていくつもりである。営利目的の民間団体（ピープル、エグザス等）については言及しない。

まず、日本の民間団体の中で、最も大規模な助成を行なっている笹川スポーツ財団（Sasakawa Sports Foundation、SSF）の活動事例を見ることによって、日本における民間助成団体の現状の活動及び問題点等を考えてみることにする。なお、1999年6月21日にSSF企画部情報システム課の成瀬小太郎氏にインタビューに協力していただき、それをもとにして1つの民間助成団体の実態を見ていく。

1991年に日本財団（旧日本船舶振興会）が、日本におけるスポーツ分野の普及・振興を目的に笹川スポーツ財団が設立された。スポーツ先進国のヨーロッパで提唱されているスポーツ・フォア・オールの実現を目指して活動を行なっている。このスポーツ・フォア・オールとはノルウェーのスポーツ連盟が1967年に提唱した「国民の誰もが日常生活の身近な場で、規則的にスポーツに親しみ、健康で活力のある社会の実現を目指す。」という理念をもとに、ヨーロッパ諸国を中心として賛同し、スポーツ政策等にもインパクトを与えているものである。

SSFの規模は、スタッフが19名（常勤役員2名、職員17名）で構成され、1999年度の予算は7億円となっている。予算のほとんどは競艇の収益金からであり、毎年、

日本財団から事業費をもらうという形をとっている。SSFのように公営競技の収益金から財源を得ている団体はあまりなく、公営競技の収益金がもっとスポーツ振興事業やスポーツ団体に使われていくことが望まれるだろう。

SSFは生涯スポーツの普及のために様々な事業を行なっている。まず、メインの事業としてスポーツ団体の行なう事業に対する助成（スポーツエイド）がある。SSFは日本の民間団体の中で、最も大規模な助成を行なっており、これまで3400事業に対して22億円の助成をしてきた。99年度においても450団体に対して3億円の交付を予定している。⁽¹⁾また、スポーツに関する国際交流事業として、スポーツ・フォア・オールを実践している国々の機関や国際組織と交流し、情報交換を行い、国際的視野に基づいたスポーツ振興を実施している。さらに、スポーツに関する情報を収集・整理してインターネット上でのスポーツ情報センターの役割や、スポーツ振興に関する調査研究として2年ごとにスポーツライフ調査の実施や、文部省からの委託事業などを行なっている。中でも、成瀬氏によるとインターネットの可能性については重要視しており、インターネットによるネットワークを利用した情報発信やいろいろなスポーツ振興事業がこれからはますます増えてくるだろうとおっしゃっていた。今後、インターネットの普及に伴って、生涯スポーツ

振興の取り組み方も少しずつ新しい方向もみえてくるのではないだろうか。もう1つ、スポーツの普及・啓発活動として新しい試みも実施されている。市町村ごとでスポーツ参加率を競い合うチャレンジデーと呼ばれるイベントや、オリンピック競技以外のスポーツ国際競技大会としてワールドゲームズの開催・普及など、より多くの人々のスポーツ参加を促進するためのキャンペーンを実施している。2001年にはワールドゲームズ秋田大会が行われる予定であり、その中心団体であるSSFは着々と準備を進めている。

次に、成瀬氏へのインタビューから、民間助成団体に関わる問題点・課題などを考えていく。

SSFはスポーツ・フォア・オールのもと、世界各国の組織と交流し情報交換を行っており、民間団体においてSSFのようにスポーツ振興に関する情報が多く集まることは大きなメリットだと思う。しかし、日本の中ではSSFも含め、日本体育協会や他の民間助成財団等の大規模なスポーツ振興団体同士の間にはつながりはない。団体同士がつながりをもつことによるメリットは、それぞれの団体が目的を明確にして知恵や資金を出し合うことによって効率的な活動ができるということが考えられる。しかし、それぞれの団体が個々の目的に向かって自由に事業展開できなくなるといったデメリットもあるのではないかとおっしゃっていた。たしかにそれぞれの団体が

独自性を保って活動していくことによって、より柔軟な活動ができるだろう。だが、スポーツ情報センターの役割を果たそうとしていくSSFのような団体は、日本のスポーツ振興がまだまだ未熟なだけに、まず国内の大きな民間団体と連携していくべきだと思う。行政や助成団体、諸外国の団体との情報交換で得られないような、パートナーシップを築いていくことが現状の日本には必要だろう。

現在、我が国における生涯スポーツの普及において最も欠けているのは、スポーツは文化であるという認識であるとおっしゃっていた。けれどもスポーツをしたいと思う市民の想いを実現できるような受け皿も少ない。想いが実行に移せないのは行政・企業・民間それぞれのスポーツ振興に対するシステム、ノウハウがまだまだ不十分だからである。成瀬氏は、今までのような文部省中心でいろいろな省庁にまたがったスポーツ振興政策では限界があり、スポーツ分野を一本化するような省庁をつくるべきであるとおっしゃっていたが、これは現状では難しいだろう。それよりも各地方自治体の活動の活性化が求められると思う。ばらつきのある各自治体の活動をもっと活発にして、民間団体のサポートを促すべきではないだろうか。

SSFを含め民間助成団体の財源についても問題がある。SSFは競艇の収益金から財源を得ているが、我が国では、公営競技はスポーツ振興にあまり使われていないのが現状

である。公営競技は競馬、競輪、競艇、オートレースの4種目があるが、それらの収益金の中から総額86、5億がスポーツ振興事業へ搬出されている。中でも、競艇と競輪の2種目で全体の8割を越えている。しかし、公営競技の年間売り上げ高は8兆4000円（1994年度）であり、仮にその1%をスポーツ振興にあてるだけで、新たに840億円の財源が確保されることになる。言うまでもなく、財源を考える以前にその用途が重要であるが、これからのスポーツ振興団体への助成はまだまだ不足している。民間助成団体にとっても、1つでも多くのスポーツ団体に助成するためにスポーツくじだけではなく、広く公営競技からも拠出されることが望まれるだろう。

スポーツ大会の開催にあたっては、成瀬氏も強調していたが、行政主導型ではなく民間主導型にシフトチェンジしていくことが望まれる。民間団体が計画・実施する上で行政・企業が側面的にサポートするのが理想的な形ではないかと思う。

また、地域スポーツの振興における企業の果たすべき役割は大きく、企業の所有するグラウンド・体育館を開放したり、企業に所属するスポーツ選手と一緒にプレーするといったサービスも必要であると思う。企業スポーツが広告塔であるクラブ活動の時代は終わりつつある。これからはスポーツ大会への資金援助という形の支援も民間団体は積極的に働

きかけていくべきである。

ここでは、スポーツ事業に対して助成している他の民間助成団体を紹介する。これらは企業が出資している財団であり、このような形で関わることも企業のスポーツ振興に対する取り組み方の1つである。「石本記念デサントスポーツ科学振興財団」は、スポーツ振興に寄与する学術研究・事業に対する助成を行なっている。しかし、スポーツ団体自体には直接的に助成はしていない。⁽²⁾一方、「日清スポーツ財団」は青少年という特定の対象に向けて、スポーツ指導及び普及に対する助成を行なっている。⁽³⁾他にも、スポーツ振興事業、国体開催、学校教育等比較的大きな規模の助成を中心に行なっている「水野スポーツ振興会」等がある。

こうして日本の民間助成団体の活動について見てみると、スポーツ団体や事業に対して助成を行なっている団体の存在の必要性、そして問題点がわかるだろう。行政のスポーツ振興基金等による助成は大規模なスポーツ大会や選手強化といったものに使われている。草の根的なスポーツ大会や講習会等の地域社会におけるスポーツの裾野を広げるような事業に対して助成を行なうことの重要性が今後は問われていくだろう。これからはSSFのような民間助成団体が日本において増えていくことが望まれる。また、助成団体がスポーツ振興事業も行なっていくにはやはり限界があり、生涯スポーツへの参加に焦点を当てた

事業を行なう民間団体と役割を線引きした方が、より効率的なスポーツ振興ができるかもしれない。

地域社会におけるスポーツの振興・普及という点においては、ボランティアセクターの中でも、実際に地域住民や高齢者、身体障害者まで参加できるような民間団体の活動も不可欠である。日本でも自発的な想いから立ち上げられたスポーツNPOが出てきており、特定のスポーツ分野や特定対象者に向けたスポーツ振興をしていく民間団体がゆえの柔軟で素早い活動が注目されている。次節では、NPO団体の実際の活動を見ていくことにする。

第2節 日米におけるNPO団体の活動事例

日本でもボランティアセクターの活動がスポーツ振興に大きな影響力を持っている。ボランティアセクターと一口に言っても、その中には多様な形態を持った組織が存在する。特に1998年12月にNPO法が施行されたのをきっかけとして、NPO法人として活動するスポーツNPOの活動はこれからのスポーツ振興の一翼を担うであろう。まだ日本では定着していないNPOの活動がスポーツ振興で果たす役割について考えていく。そして、ボランティアセクターが非常に発達し、NPOが社会の中で大きな力を持っているアメリカのスポーツNPOの活動と比較することによって日本のスポーツNPOの方向性を

探っていくことにする。

(1) 日本のスポーツNPOの取り組み

ここでは、日本においてスポーツ関連の民間団体では最初のNPO法人である「特定非営利活動法人テニスウエルネス協会」の活動事例を見ていく。この団体の理事長である松枝禮氏に1999年10月24日にインタビューし、NPO法人格取得についても含めてお話をうかがった。

東京都世田谷区にあるこの団体は、1999年4月19日付けで経済企画庁より認証された14団体のうち、スポーツ関係では最初のNPO法人である。お話を伺った松枝氏は約20年間テニスを通じたボランティア活動を行い、アメリカでのテニスクラブの運営・ジュニア選手の育成等を経て、1981年には日本に車椅子テニスを持ち込んだ。これまで、日本車椅子テニス協会、関東車椅子テニス協会を立ち上げるなどし、また5年ほど前からテニス全般、及び車椅子テニスに関するホームページの開設などインターネットを活用するなどして、約1年前からこの団体を立ち上げ、同時にNPO法人格を取得することを検討してきた中心人物である。

まず、日本テニスウエルネス協会の活動目的はテニスのボランティアを行なう団体として、障害者、子供、テニスに関心のある人に対して、テニス及びボランティア活動の普及・振興を図り、もって国民の健やかな生活と心身の発達に寄与することを目的としてい

る。⁽⁴⁾ 松枝氏によると N P O 法人格取得のねらいとしては、先駆性、信頼性によって活動の幅を広げていくことである。車椅子テニス協会といった今までの枠組みだけではボランティアや感心にも限界を感じ、社会の中でよりテニスに関するボランティア活動を促していきたいと感じたためとおっしゃっていた。また、テニスの世界 4 大大会であるウィンブルドンテニス大会のように何十年も前から運営がすべての民間のボランティアの手で行なわれている大会を日本でも実現したいともおっしゃっていた。N P O 法人としてのメリットを生かし、自分の手でテニスを日本に広めていきたいという熱意が非常に感じられた。

事業内容は テニス及びボランティア活動の普及・振興、 障害者テニスの普及、養成、指導、 テニスによる子供の健全な育成、 テニス及びボランティア活動に通じた国際交流の推進、 テニス及びボランティア活動に関する調査・研究、 大会やイベントの開催、 他のスポーツのボランティア活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助である。⁽⁵⁾しかしながら、現在は駆け出しの段階のため、今まで培ってきた人脈を活用しての活動が中心になっている。関東車椅子テニス協会がインキュベーター的役割を果たし、大会の共催やボランティアの人材共有という形で活動の幅を広げていく予定である。1999年10月23日には有明において全国障害者テニス大会を初めて開催し、関東車

椅子テニス協会との共催によって成功をおさめた。今後もテニスの裾野を広げていくための活動を広い範囲でやっていきたいが、今は車椅子テニスに関する活動がメインになってしまっているのが現状である。ホームページの立ち上げと同時に始まった「ラケットリサイクル運動」^⑥は、この団体独自の事業であるが、インターネットを利用するといった新しい試みがあるものの、ラケットの供給者がテニスウエルネス協会を介せずに、直接募集主に送らなければならない、また、すぐに使用できる状態のラケットでないと受け付けないといった問題点もある。資金・人材が不足している中での工夫された活動だと思うが、この運動に協力したいという思いが行動に結びつきにくいように思われる。

このテニスウエルネス協会の財源としては、会費や事業収入を予定しているが、1年目の今年では会員の積極的な募集の段階である。10月時点では正会員約40名、賛助会員約30名（団体を含む）となっている。思ったよりも会員が集まっていなとおっしゃっていたが、その原因として考えられるのは年間10、000万円という高額な会費、あるいはPR不足である。特にPR不足に関しては、10月1日に立ち上げたホームページもまだまだ情報提供という面では物足りないものであり、また既存の組織に頼りすぎて独自の団体としての活動が見えにくくなっている。

松枝氏へのインタビューを通して、日本に

おけるスポーツNPOの1団体を見てきたが、1998年12月に施行されたNPO法が、ボランティア活動を広げていきたいという想いを実行に移すきっかけとなっていると感じた。しかし、組織ができても活動が伴っていないのが現状であり、スポーツ振興という点からはまだまだ時間がかかるだろう。全国的な事業活動を行なっているテニスウエルネス協会は、これからは資金・人材面の充実を図り、目的に向かった活動を行なっていけることが重要である。そのためにはまず、団体の存在自体を市民に理解してもらい、会員を集めていくことが求められるであろう。

テニスウエルネス協会の他にも、この約1年の間にスポーツ振興を目的とした団体の中でも、NPO法人格の申請・認証はいくつか出てきている。(表4-1)また、NPO法自体が、煩雑な手続きが必要であったり、税制上の特典がまだないことで、様子見の段階である団体が多いこともまた事実である。⁽⁷⁾松枝氏によれば、2002年からのサッカーくじの収益金がスポーツ団体に配分される公算が大きいが、公金を受け取るに相応するのは任意団体よりも法人格を取得している団体であることは間違いない。収益金の使途や補助要項が明確化された段階で、NPOの駆け込み需要の発生も考えられる。

(2) アメリカのスポーツ N P O の取り組み
アメリカにおいて数多くあるスポーツ振興
を目的とした N P O の中で、活動の充実して
いる 2 つの団体を取り上げて、日本における
スポーツ N P O との違いや特徴を見ていくこ
とにする。

A Sporting Chance

ミズーリ州スプリングフィールドに本部を
置くこの団体は、1994年に設立され理事
21名で組織された501(c)(3)団体であ
る。ミズーリ州南西部の26地域、約210
0名を対象としており、州や国家レベルの団
体と関わりを持たず、独自のプログラムを
展開していることをセールスポイントにして
活動している。予算は175、000ドル(9
9年度)となっており、財源は寄付・会費収
入からなる。特に Fundraising に関しては非
常に多様な活動を行なっていると感じた。

まず、この A Sporting Chance のミッシ
ョンは障害者や高齢者及び恵まれない子供たち
を対象にアマチュアスポーツの振興事業やレ
クリエーションプログラムを行い、スポーツ
によって競うこと、楽しむことの喜びを実感
させることである。「Turning Disability
into Possibilities」が一つの合い言葉になっ
ており、それに向けたプログラムが多種目に
わたって展開されている。⁽⁸⁾

具体的な活動内容であるが、週に1回のリ
ーグ戦、トーナメント戦を約10種目の競技
において開催するのが基本プログラムとなっ

ている。これとは別にレクリエーションプログラムとして、ダンスや旅行を楽しむようなものもあり、障害者、高齢者にとっても参加しやすいように工夫されている。

この他には Fundraising の活動が豊富にあり、資金集めの難しさ、重要さが如実に表れていると思う。1つ目は SOS (Sport Our Sports) キャンペーンとして、一口10ドルの個人寄付を募っている。この低額の設定が、アメリカの地域住民が積極的に NPO と関わっている窓口の広さを感じる。アメリカにおいては団体のミッションに賛同する市民が行動に移しやすい土壌が存在している。2つ目はスポンサー募集活動であり、種目ごとにスポンサーを募っており、99年10月時点では6種目で募集している。スポンサーにはユニフォームやメダルにロゴを入れてもらえるといった報酬もきちんと整っている。3つ目は「Special Phone Rates」といった地域の電話会社と提携して行っているものであるが、登録することによって通話料金の5%分をこの団体の寄付という形に充てられ、その代わりに通話料金自体が割引されるといった活動である。⁽⁹⁾

NPO というものが根付いていない日本においては、電話会社自体の問題もあるだろうが、現時点では難しいのではないのだろうか。企業とのパートナーシップは NPO が活動していくにあたって、1つの大きな要素であり、スポーツ振興をしていく NPO にとっても同

じ事が言える。もう1つクリスマスくじといった活動もある。これは年末の12日間にわたって様々な種目の試合を開催し、その勝敗に関して当てるといったものである。くじを売るのもボランティアに積極的に参加してもらい、当選者にはスポーツに関する景品を提供する。このくじは3年間で10、000ドルの収益をあげており、この団体の1つの収入源である。

Bay Area Sports Hall of Fame (BASHF)

1979年に設立されたこの団体は非常に大規模なスポーツNPOであり、サンフランシスコに本部をおき、理事79名で組織された501(c)(3)団体である。ベイエリアの350以上の企業・学校を含んだ団体が寄付や援助をしており、予算は150万ドルとかなり多い。財源は寄付や事業収入もあるが、財団助成が占める割合が大きい。具体的には若者を対象としたプログラムに対して助成しているYouth Fundがメインとなっているが、このBASHFが設立されて以来、理事の人がつくった2つの財団(Andrew Regalia Memorial Fund、Al Selix Memorial Fund)も助成している。また、プログラムの運営面においてはYMCAが全面的にサポートを行っている。⁽¹⁰⁾

この団体のミッションはベイエリアの青少年を対象に、スポーツプログラムを提供し、将来のスポーツリーダーを育てていくことである。ここではスポーツの指導者を育てると

いうよりは、積極的にスポーツを行なっていく人を指している。より広い意味で若い人たちに生涯スポーツを振興していくという考えに基づき活動を行っている。アメリカではこのように民間の非営利組織が行政に左右されることなく大規模な活動を行っており、スポーツ振興において行政・民間ともに不十分な日本でもこのような団体も求められてくると思う。しかし、NPO法が成立して間もない日本では、まだきっかけができた段階にすぎないのも事実である。

活動の内容は各地域におけるスポーツイベントの開催によって各地域の青少年のスポーツ参加を促し、またアスリートの育成プログラムも行なっている。資金集めのイベントとして年1回プロトのゴルフクラシック&クリニックが行われたり、ベイエリア出身のプロスポーツ選手との交流会も開かれる。さらに奨学金制度もあり、各スポーツの大会を通して成績優秀者にはスポーツに関する金銭面の援助が与えられる。⁽¹¹⁾

(3) 日米におけるスポーツNPOの比較

アメリカにおけるスポーツNPOを見てみると、日本のNPOがある特定の分野に特化しているのに比べて、多様なスポーツ種目もしくはレクリエーションを地域に提供している。一方で、アメリカのスポーツNPOは高齢者や障害者など対象を限定している団体が多い。日本の各団体は、自分たちの趣味の範囲を地域に広めようといった意味合いが強い

ように感じるが、アメリカでは行政レベルではオリンピックにつながるような競技スポーツの育成がメインになってしまっている現状もあり、特定対象者向けやレクリエーション的要素、低額な料金等の行政レベルでは対応できないようなスポーツ振興の取り組みをしている団体が多いと思う。また、アメリカでは、どの団体でも資金集めに様々な工夫が見られ、法人格を取得していることによる税控除・信頼性などのメリットを活かした活動をしているように感じた。日本ではまだトレンドとしてNPO申請をしている団体も多いのではないだろうか。もっと生涯スポーツの振興という理念を他の団体や企業と共有し、結びつきを考えていくことが具体的な目的と活動の一致につながってくると思う。

(1) 笹川スポーツ財団パンフレット

(2)<http://www2.descente.co.jp/ZAIDANTOPPAGE.htm>

(3)http://www.nissinfoods.co.jp/main/cult/sport_found/index.html

(4)<http://www.tennis.co.jp/wellness/nyuukai.index.html>

(5)<http://www.tennis.co.jp/wellness/siryou.html>

(6)<http://www.tennis.co.jp/wellness/siryou.html>

(7) 笹川スポーツ財団「スポーツ・フォア・オールニュース」1998年9月号 Vol.26

(8) <http://www.webalias.com/AsportingChance>

(9) <http://www.webalias.com/ASportingChance>

(10) <http://www.bashof.org/index.html>

(11) <http://www.bashof.org/grants.htm>

第 5 章 総合型地域スポーツクラブ

第 1 節 総合型地域スポーツクラブの意義

地域社会における生涯スポーツの普及・振興という点においては、自ら事業収入も得ながら、地域におけるスポーツ大会、講習会を行なっていく総合型地域スポーツクラブの存在もある。スポーツ N P O の他にもボランティアセクターの中で総合型地域スポーツクラブという考え方は、生涯スポーツの振興においてひとつの解決策の糸口になると思う。

現在、日本におけるスポーツクラブは活動基盤の特徴から分類すると 4 つのタイプに分けることができる。(学校スポーツクラブ・企業スポーツクラブ・民営スポーツクラブ・地域スポーツクラブ) 今まで、日本では学校の運動部と企業のクラブを中心としたクラブづくりをしてきたが、東京オリンピックを契機に地域を基盤としたスポーツクラブの活動が拡大し、80年代以降は、国民の健康に対するニーズ、フィットネスブームにより、民間のスポーツクラブも増えてきている。⁽¹⁾

このような中では、生涯を通じてスポーツに親しむことは困難であり、生涯スポーツの普及・振興という点を考えていくと、少子高齢化の進展や自由時間の増大などの社会環境の変化、また国民スポーツに対する多様化するニーズに応えていくには地域に根差したスポーツクラブの育成・定着が必要である。

しかし、実際は地域スポーツクラブは小規

模で単一種目を行い、限られた年齢構成によって組織されたクラブがほとんどである。これでは施設面、資金面、指導者、地域での交流などといった面で問題点も多い。そこで、ヨーロッパ諸国で見られる「総合型地域スポーツクラブ」の育成という考え方が、日本においても広まりつつある。

ここで総合型地域スポーツクラブの意義について考えてみることにする。総合型地域スポーツクラブは、地域住民のスポーツ活動の拠点として、以下のような多様な役割を担っていると考えられる。⁽²⁾

ライフステージに応じたスポーツ活動

総合型地域スポーツクラブは、多種目にわたってハイレベルな指導者の指導の下にスポーツ活動を展開するものであり、各人が性・年齢・体力に応じて種目を選択できるだけでなく、個人のライフステージに応じたスポーツの選択が可能である。

地域コミュニティの形成

ヨーロッパ諸国などでは、総合型地域スポーツクラブはスポーツ活動の場というだけでなく地域住民の社交の場にもなっており、地域コミュニティの基盤となっている。

子供たちの社会教育の場

総合型地域スポーツクラブには、子どもから高齢者まであらゆる年齢層の人が参加するので、子どもから大人といった異年齢間の交流が行われることとなる。特に、子どもをこのような異年齢集団で育てることは、心の教

育にも寄与するものである。

公共施設の有効利用

小さなクラブが、互いにスポーツ施設を占有すれば公共スポーツ施設は際限なく必要となってくるが、総合型化すれば、施設使用の調整などが比較的容易となり、公共スポーツ施設などの効率的使用が可能となる。同じことが指導者の問題にも言える。

運動部活動との連携・協力による子どもたちのスポーツ環境の整備

総合型地域スポーツクラブから学校の運動部活動への指導者の提供など総合型地域スポーツクラブと運動部活動が連携・提供を行うことなどにより、子どもたちの多様なスポーツ環境を提供することが可能となる。

第2節 日本における活動事例

平成7年度からの文部省による総合型地域スポーツクラブの育成事業が始まって以来、日本においてもスポーツ振興という面でヨーロッパで地域社会に根付いているスポーツクラブへの関心が高まりつつある。現在、日本でも総合型地域スポーツクラブの存在はいくつか見られるが、その中でも今回取り上げる「成岩スポーツクラブ」と「向陽スポーツ文化クラブ」は日本の総合型地域スポーツクラブ及び地域コミュニティにおけるスポーツ振興の先進事例である。

(1) 成岩スポーツクラブ

愛知県半田市成岩地区にあるこのスポーツ

クラブは、1994年に学校における部員・指導者不足、学校施設の飽和状態といった状況の中、従来からスポーツが盛んであった成岩地区の「まもる会」が推進母体となってスポーツタウン構想を提唱し動き出した。その後、平成7年に文部省による「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の対象となって活動が活発になり、1997年からは補助事業を終えて自立したクラブとなった。⁽³⁾ここでは1999年9月18日に生涯スポーツシンポジウムに参加し、そこで半田市教育委員会スポーツ課課長補佐で、このスポーツクラブのコーディネーター役である榊原孝彦氏にインタビューを行ない、様々なお話をうかがった。榊原氏は成岩スポーツクラブ設立の仕掛け人であり、元々は生徒指導の教師であった。平成9年のクラブの自主運営に伴って市役所に出向し、成岩スポーツクラブの広報も担当している。まだ39歳の若さであり、もっと先を見据えた生涯スポーツ振興を目指している。

このスポーツクラブは青少年から高齢者までを対象にした生涯にわたったスポーツ活動を振興し、心と身体の健康作りに貢献する。あわせて楽しいクラブライフを創造し、地域コミュニティの核として健康あふれるまちづくりに寄与することを活動目的としている。⁽⁴⁾生涯スポーツをスポーツクラブを中心として地域に浸透させていくといった主旨が強く表れており、この成岩スポーツクラブは地域に

深く根差した団体であるといえるだろう。施設も成岩地区の3つの小中学校の体育館、グラウンドを拠点とし、土日や夜間の管理・運営は成岩スポーツクラブ自身が行なっている。クラブハウスは成岩中学校の空き教室を使用しており、専従事務員を雇用して管理しており、中学校とクラブハウスとの信頼関係が築かれているのである。

成岩スポーツクラブの特徴としては、文部省のモデル事業から始まり、中学校との連携やボランティアの活用によって自主運営に成功した点である。中学校の部活動と地域スポーツクラブの関係をどのようにするのかといった点が、多くの地域スポーツクラブにとっての課題であり、生涯スポーツの振興を考えていく上でのひとつの大きなテーマである。

榊原氏によると、成岩スポーツクラブでは校内改革をすることによって、開かれた学校作りとして、部活は週3回で強制加入制から希望者加入制とした。これによって子供たちは自由に自分のやりたいスポーツを行なえるようになり、中学校と地域スポーツクラブの完全な連携が築かれた。またそれと同時に、既存の他のクラブとの関係も見直された。すべての少年スポーツクラブチームを吸収・融合し、学校開放の利用団体に関しては、クラブに団体登録させ、クラブの提示するプログラムで活動するようにしたのである。

また、生涯スポーツの振興において欠かすことのできない指導者の面においても工夫が

見られる。このクラブでは指導者に関しては、「コーチャーズアソシエーション」という地域の大人と教師で組織するボランティアの指導者バンクがある。22種目で105名が登録しており、地域社会に密着したスポーツクラブといえるであろう。また、「サポーターズアソシエーション」と呼ばれる、小中学生を支える家族、及びクラブの理念に賛同して協賛するスポンサーの組織もあり、成岩地区に住んでいる住民のあらゆる年齢層がクラブに関わっているのである。⁽⁵⁾

このクラブの財源は会費収入や参加費等であるが、独自財源は平成10年度予算で1200万円（会費収入450万円、参加費300万円、寄付50万円、繰越金400万円）、補助財源500万円となっており、まだまだ本当の意味での自立は果たしていないといえるだろう。

成岩地区では、この成岩スポーツクラブが設立されてから様々な成果も報告されている。榊原氏がおっしゃるにはまず、各世代の縦のつながりができ、特に小中学生の連帯感が高まりつつある。また、スポーツをはじめ教育に対する地域住民の意識の高まりや、指導者間のコミュニケーションが築かれるようになった。このようなスポーツクラブを媒介として地域住民にもたらす効果も大きい。しかし、スポーツの振興という点ではいくつかの問題点もある。榊原氏によれば施設の機能が不足しているために、会員に対する求心力が集ま

らないといったことや、総合型地域スポーツクラブの公益性について行政・社会一般の認識・理解不足が挙げられるといったことがあるようである。また、現時点では運営に関わるボランティアに過度の負担がかかっていたり、指導者・学校教師のクラブへの帰属意識のばらつきがあるのも事実である。これらの問題点は、今後いち早くクリアしていかなければならないものであり、ヨーロッパ諸国に見られる地域に何十年も存在しているスポーツクラブのような、地域住民をスポーツによって束ねる組織を目指していかなければならない。

成岩スポーツクラブでは、今後の構想として拠点施設を整え、施設の管理・運営を受託するために法人格を取得し、NPOとして広く認知されたスポーツクラブを目指していくつもりである。そうすれば、その運営によって財源を確保することができるばかりではなく、スポーツ事業以外の文化事業も取り入れることができ、地域コミュニティの核とした総合型地域スポーツクラブとして機能していただく。半田市としても市内他の4つの中学校区に順次展開し、市民の生涯スポーツ、健康作りの基盤とする予定である。そのためには、その地域ごとの従来のスポーツ団体や学校部活動などとの密接な関係が不可欠になってくるであろう。

(2) 向陽スポーツ文化クラブ(KSCC)
東京都杉並区にあるこのクラブは、197

5年に向陽中学校のPTAが学校のプールを地域に開放しようという呼びかけに応じて、「プール特別委員会」ができた。その後、同委員会はPTAから離れ、賛同者を募り、地域の組織「向陽スポーツクラブ」として発足したのである。そして1978年に杉並区からクラブハウスを提供してもらい、運営も委託されたことによって活動が活発化して「向陽スポーツ文化クラブ」として文化活動も加わった。⁶⁾1999年9月18日にお話をうかがった向陽スポーツ文化クラブ会長の小野章子氏は当時のPTA会長であり、KSCCの立ち上げから現在63歳まで、このクラブの運営に関わっている。

このクラブの活動としては17のスポーツ活動と21の文化活動が行われているが、活動にあたっての施設としては、向陽中学校の体育館・グラウンド、クラブハウス、そして東京電力のグラウンド・テニスコートをすべて無償で借りていると小野氏はおっしゃっていた。グラウンドの夜間照明や整備は学校、クラブハウスの光熱水費は区に負担してもらっている。活動するにあたって多くの地域住民がボランティアとして関わっているが、6名の事務局員・広報事務に時給700円の賃金を支払っているだけで、他はほぼ無償での活動である。

規模としては1つの中学校区での活動となっているため、それほど大きいものではないが会員が役1100人いることから、その地

域におけるK S C Cへの参加率は高いといえるだろう。財源は約700万円であるが、内訳は会費100万円(1人年間1000円、高校生は半額)、参加費400万円、区の助成80万円となっており、ほとんど独自財源で活動していることがわかる。⁽⁷⁾

25年も前に地域住民の自発的な思いからできたこの地域スポーツクラブは、日本での地域のスポーツ振興におけるボランティアセクターの活動としては稀なものであり、地域住民によって自主財源で効率よく運営されている活動は、これからいろいろな民間団体の参考になってくるだろう。

第3節 先進事例の比較・検証

前節で取り上げた2つの総合型地域スポーツクラブは日本でのコミュニティにおける地域スポーツクラブのスポーツ振興の先進事例であるが、この2つのクラブは成り立ちから活動内容までかなり違いが見られる。ここでは「成岩スポーツクラブ」と「向陽スポーツ文化クラブ」を比較することによって日本における総合型地域スポーツクラブの共通点・問題点を検討してみる。

(1) 共通点の検証

まず、どちらのスポーツクラブにも当てはまる共通点の一つとしてオピニオンリーダーの存在が挙げられるだろう。両団体ともに、設立された当時にK S C Cの小野氏はP T A会長、成岩の榊原氏は生徒指導担当という立

場であった人が地域における周りの声や問題に目を向けて、実行したからこそ設立された団体であるといえる。

次の共通点としては学校との連携がある。その地域の小中学校との密着したつながりがあり、どちらもスポーツクラブ側の事務局がすべての学校利用に対応し、調整している。学校開放の事務はクラブ側がすべて行うので、学校側の負担はむしろ軽くなっている。社会教育予算が執行されるということもあり、学校単独よりもメリットがあるようである。この2つの団体のように教師の指導者活用、施設の開放、部活動との連携などができるのはクラブと学校との理念の共有や信頼関係によって築かれていると強く感じた。

そしてもう一つ、行政との連携ということも挙げられるだろう。K S C Cは区からクラブハウスや資金面等の援助を受け、成岩スポーツクラブの方も、モデル事業が終わった後も市のスポーツ課が窓口となって広報活動をするなどの連携がとれている。少なくとも行政のクラブに対する理解が無ければ、どちらの団体も現在のような運営はできてはいないだろう。

これらの共通点から分かることは、それぞれの地域において密接なパートナーシップが築かれており、その団体だけではスポーツ振興の推進はありえない。その前提として、強力な推進母体と理念があるのが成功の鍵だと思う。そして、この2つのクラブは行政との

パートナーシップもあくまで住民の自治的・自主的活動が基本であり、行政は側面的なサポートをするといった理想的な市民主導の形がとれている。

(2) 相違点の検証

K S C C と成岩スポーツクラブは総合型地域スポーツクラブという形は同じであるが、様々な面において違いが見られる。それぞれに目的に向かった効率的な運営をしていくための工夫や特徴がある。

1 つ目は成り立ちの経緯の違いが挙げられる。K S C C は地域住民の自発的な思いからできたものであるが、成岩の方は文部省の育成モデル事業から自立したものである。文部省の育成モデル事業は約 20 の市町村で実施されているが、地域住民によって自発的に発生したものは、現在においても K S C C だけである。地域において多種目、多年齢層を束ねる総合型のスポーツクラブを立ち上げることの障壁はまだ高く、日本ではそのような意識も低いのが現状である。

2 つ目は規模における違いがある。成岩は予算 1500 万円、会員 2400 名（99 年 10 月時点）なので、K S C C の約 2 倍である。これは活動地域の範囲の違いがかなり関係しているのではないだろうか。また、モデル事業からスタートしたのに比べて、ほぼ独自財源でスタートした K S C C には現在の規模がほぼ限界であると小野さんはおっしゃっていた。

運営組織が3つ目に挙げられる。K S C Cは本部の下に活動のための約40の小さな部を持ち、それぞれの部に主体性を持たせながら本部が全体の統合調整をうまくしているのに対し、成岩では学校の空き教室を借りて、そこに本部を置いて指導者や活動内容、場所などをすべて統括し、指揮する形をとっている。どちらもそれぞれの規模に応じた運営の工夫が見られる。また、この2つの団体は年齢層にも違いが見られる。成岩は学校の部活動と完全に連携・調整をしていることもあって、子供たちが活動の中心となっている。指導者や運営スタッフも20～30代の若い人たちが多く、それぞれの活動場所で活気のある雰囲気の中でスポーツが行われている。K S C Cは部活動とは調整が無く、文化活動が盛んなこともあって、高齢者の積極的な活躍が目立っている。運営スタッフも会長の小野さんをはじめ40～50代、特に女性が中心となって支えている。

そして、もっとも異なる点は将来構想であろう。K S C Cは現在の規模を拡大するつもりはなく、運営・活動内容の充実に求めていく予定である。N P Oの法人格についてもいまさら公に信頼性をアピールする必要もなく、メリットが感じられないため申請予定はない。成岩スポーツクラブは2001年の成岩中学校体育館の改築に伴う成岩スポーツセンター設立に向けて、N P O法人格の申請を2000年4月頃に予定している。成岩スポーツク

ラブは、まだ目標の10分の1ぐらいしか達成しておらず、今後はNPOとして広く認知され、また管理運営を受託し拠点として半田市全域に拡大していく予定である。

この2つの団体の相違点を見ていくと、20数年の歴史があるKSCCは総合型地域スポーツクラブといった意識はなく、地域住民が交流する場、スポーツを行う場を自発的に作り上げてきた。設立当初から中心人物があまり変わっていないため、世代交代が進んでいないのが1つの問題だと思う。また、指導者・施設不足や学校の部活動との調整がないためにおこる子供の関心の低さも問題となっている。地域と部活動との共生が最大のポイントである。部活動とスポーツクラブとのバランズや、学校の先生による子供への生涯スポーツへの参加呼びかけが大切になってくる。部活動は生徒指導の手段であると考えられる傾向がある先生たちも総合型地域スポーツクラブの参加へ取り込んでいくことも共生への近道だろう。

既存の学校の部活動では不可能である一貫した指導、一流選手の育成、世代を超えた楽しむスポーツを地域のスポーツクラブで行うといった意識が日本では薄いのが現実である。そういった意味では、成岩スポーツクラブは学校の部活動との融合・連携によって、モデル事業から自主運営に至るまでの成功を収めたといえる。しかし、まだ設立5年目でありさらなる規模の拡大を目指していることから

NPO法人格を取得してからの活動が課題である。今後は地域住民にどれだけ生涯スポーツということを根付かせていけるか、ハード面の拡大に伴った指導者・ボランティア・活動内容などを含めたソフト面の充実ができるかどうかが重要であると思う。

第4節 総合型地域スポーツクラブの可能性

異なる過程を通して発展してきた2つの団体が日本において先進しているからこそ、日本における総合型地域スポーツクラブの可能性を考える上でも今後の活動が重要になってくる。ヨーロッパ諸国のような100年以上の歴史があり、完全に地域社会の一部として溶け込んでいるスポーツクラブを日本でそのまま真似をするのは不可能である。イギリスをはじめとするヨーロッパ諸国では、そもそも部活動とのすみ分けや世代や種目の交流、生涯スポーツの推進といったもの自体が意識して行われることではない。総合型地域スポーツクラブが地域に存在し、そこで当たり前のようにスポーツを楽しむ社会が昔から存在しているのである。だからこそ日本の既存の社会システムの中で、上に挙げてきたような共通点が不可欠であるというのはもちろんであるが独自の工夫も必要になってくる。その一つが学校の部活動との密接な連係であったり、指導者・ボランティアの活用方法や施設の有効利用であると思う。

また、総合型地域スポーツクラブの普及に

向けてはまだまだ課題も多いが、その中には日本特有の横並び意識といったものがあるのではないだろうか。そういった意識が根付いている日本においては、それぞれの地域がなかなかスポーツ振興を実行に移さない要因にもなっているかもしれない。NPO法やスポーツ振興くじなど、ボランティアセクターの中でも地域スポーツクラブづくりにとって追い風になる制度改革の動きもあり、これからはモデル事業を越えた総合型地域スポーツクラブが求められてくる。しかし、同世代との勝利にこだわったスポーツへの取り組み方が薄れるといった弊害もないわけではない。そして地域住民の共通理解、明確なビジョン、中心となる推進母体があってこそ総合型地域スポーツクラブの育成・定着につながると思う。

-
- (1) 地域スポーツ推進研究会 [1] 28 ページ。
(2) 地域スポーツ推進研究会 [1] 30～31 ページ。
(3) 生涯スポーツシンポジウム（新宿区教育委員会主催、1999年9月18日）のパンフレットより
(4) 同上
(5) 文部省 [7] 32 ページ。
(6) 文部省 [7] 34 ページ。
(7) 文部省 [7] 35 ページ。

第 6 章 日本におけるスポーツ振興の今後の展望

第 1 節 日英米におけるスポーツ振興の違い

これまでスポーツ振興に対する取り組みを様々な角度から見てきたが、日本で行われているスポーツ振興施策がいかに関題があるのかがわかる。現状において、日本・イギリス・アメリカにおけるスポーツ振興への取り組み方の違いがはっきりしている。他国に比べて我が国ではどのような課題があるのだろうか。生涯スポーツの普及という面において、日本が抱えている課題をスポーツ振興の盛んな国と比較して、もう一度見直していきたい。

スポーツの発祥の地であるイギリスでは、生涯スポーツも競技スポーツ同様に非常に盛んに行われている。そのイギリスの生涯スポーツ振興において、重要な要素を挙げるとすれば、強い権限をもった政府組織の計画的なスポーツ振興施策と地域スポーツクラブの存在であろう。日常生活においてスポーツは文化であるという認識が広まっているヨーロッパ諸国では、子供から高齢者まであらゆる年齢層の人々がコミュニティを中心としてスポーツを楽しんでいる。今や生涯スポーツを地域社会に広めていこうという意識はなく、当たり前のように生活の一部としてスポーツが捉えられているのである。そのような状況になったのは、急なことではなく行政が主導になって何十年間もスポーツ振興に取り組ん

できたからであるのは言うまでもない。競技スポーツだけがスポーツなのではなく、身体を動かすことの楽しさや大切さを政府が重要視して、「Sports Council」が生涯スポーツの振興にも力を入れてきた。また具体的な数値も挙げて目標を立てるなど、計画的な取り組みが、一本化したスポーツ振興施策を可能にしている。

地域社会の中での活動が中心になる生涯スポーツでは地域スポーツクラブが住民の拠点となっている。イギリスをはじめとするヨーロッパ諸国では、「地域スポーツクラブ＝コミュニティセンター」として考えられており、平均して約2000円であらゆるスポーツ施設の利用が可能になっている。もちろん、ほとんどが現在日本においていくつも見られるようになってきた総合型地域スポーツクラブであり、運営・管理の面においてもボランティアセクターの活動である。つまり、地域住民によって地域ごとにスポーツクラブを中心としたコミュニティづくりをしているのである。ここで考えなければならぬのは、行政機関が主導となってまとまりのある生涯スポーツの普及に向けた取り組みをしているからこそ、地域でのスポーツ振興も機能しているということだろう。

一方、アメリカのスポーツ振興施策では、第3章でも見てきたようにコミュニティの力、つまりボランティアセクターの活動によって支えられてきたといってもいいだろう。行政

によるスポーツに対する権限がないアメリカでは、行政主導のスポーツ振興はありえない。いくつかの取り組みは行われているが、やはり大きな効果は見込めない。プロスポーツを見てもわかるように、スポーツが地域に非常に密着しているのがわかるだろう。ヨーロッパ諸国のような地域スポーツクラブの存在はないものの、それぞれのコミュニティにある公園やスポーツ施設でスポーツを楽しみ、ボランティアセクターのNPO団体等が様々なプログラムを提供している。日本とは比較にならないほど数多くのNPO団体が存在しており、草の根から大規模な団体まで、地域住民により多くのスポーツをする機会を与えているのである。特に高齢者や身体障害者等なかなかスポーツに触れることのできないような人々に対して、スポーツプログラムを提供しているのが特徴であり、国家や州レベルでは行き届かないサービスを提供できるところにスポーツNPOの強みがある。さらに、アメリカにおいてボランティアセクターのスポーツ団体は資金集めに非常に力を入れており、継続的に自立した活動が行なえるだけのしっかりとした計画をもって活動しているのである。

アメリカでは全国レベルで活動している民間団体の役割も大きい。主導的立場となる行政機関がないために、生涯スポーツの振興という点では「合衆国オリンピック委員会（USOC）」や「全米レクリエーション公園協会

(N R P A)」が関わっているといえる。特に N R P A は各地域にある公園・レクリエーション機関を統治しており、地域住民がレジャー・レクリエーションにおいて身近なスポーツの場を統括している団体としての責任も大きい。アメリカにおいてもオリンピックをはじめとする競技スポーツの盛り上がりと同様に、もっと生涯スポーツにも目を向けていかなければならない。全米レベルでの生涯スポーツ振興施策の一層の充実が望まれるところである。

では日本の生涯スポーツ振興に対する取り組みはどうだったのだろうか。行政面で言えば、確かに文部省が中心となって様々な取り組みが行なわれている。しかし、スポーツ振興における権限がいくつかの省庁にまたがっているために、統率の取れたスポーツ振興ができていない。また、競技スポーツに力を入れてきた背景があり、生涯スポーツの振興政策においては遅れをとってしまっている。地方自治体における活動にも課題がある。各自治体ごとにスポーツ振興は行なわれているが、自治体ごとに大きな格差がある。そして、もっとも問題なのは、国体などの大規模なイベントに向けての取り組みがメインになってしまっていて、真の意味での生涯スポーツの普及に向けた活動という考えは薄れていることである。スポーツ振興財源についても、大規模な施設や競技スポーツ選手の育成に使われる割合が多いのが現実であり、地域に目を向け

たスポーツ振興の取り組みはまだまだ少ない。
最近になって、いくつか新しい行政の取り組みも出てきた。文部省に生涯スポーツ課が設置され、新たなスポーツビジョンを発表したり、スポーツくじの導入の決定、総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業、そしてNPO法などである。しかし、これらは生涯スポーツの普及に向けた活動を行ないやすくするためだけのきっかけにすぎない。実際はボランティア・セクターの活動も駆け出しの段階である。また、縦割り行政の中で行われてきたスポーツ振興から脱却しなければ、現状から大きく変わっていくこともできないであろう。不十分なスポーツ振興を行なっている行政主導の生涯スポーツ振興ではなく、ボランティア・セクターによる市民主導のスポーツ振興をしていかなければならない。その中で、行政・企業などとのパートナーシップを築いていくことが日本における生涯スポーツの普及に向けて進むべき方向だと思う。

第2節 スポーツ振興におけるボランティア・セクターの可能性

日本においてもスポーツを通じて人々の交流・ネットワークを広める機会を求め、またスポーツを通じて共に楽しみ、共に生きがいを求められるような社会の実現を望む声が大きくなってきている。第2章第2節で挙げたような社会環境の変化からも、スポーツの社会における必要性が見直され、またライフワ

ークとしてスポーツを挙げる人も多くなってきた。今まで我が国では、中学校や高校でのクラブ活動や社会人になってからのサークル活動という場でしかスポーツを行なっていない人がほとんどであった。しかし、高齢者にとっても身体を動かすことは大切なことであり、必要なことでもある。また、中学校や高校のクラブ活動があるために、単一種目のみ、同一世代との交流のみといった問題点や、継続した指導が行なうことができない、高校を卒業してから続けることができないといった弊害も生じてきたのである。今後は子供から高齢者、そして身体障害者までが気軽にスポーツができるような社会にしていかなければならない。そして、誰もが様々な種目を行なえ、世代を超えてスポーツを楽しむ機会をつくっていくべきである。

こういったことを実現していくためには、なかなか実行に移せない行政だけに頼っていても、あまり多くの成果は望めない。これまでも、いくつかの生涯スポーツ振興を行なってきたが、計画から実行までにはやはり多くの時間を費やしている。ようやく最近になって、競技スポーツ同様に生涯スポーツにも力を入れていくようになりつつある。しかし、日本の特徴とでも言うべき縦割り行政では、生涯スポーツにおいても同様に遅れをとった対応になっていく可能性は高い。にもかかわらず、今まではスポーツ振興においても行政に頼っている面が多かったのも事実であ

る。生涯スポーツは人々が生活している地域が活動の場であり、その意味でもボランティアセクターの果たすべき役割はこれからますます高まってくるだろう。

それでは、日本においてボランティアセクターがスポーツ振興の主導的な役割を担っていけるのだろうか。アメリカのように、コミュニティを中心としたスポーツ振興が行なえるのであろうか。私はボランティアセクターの中でも、地域社会での活動をメインとするようなスポーツNPOと地域に密着した総合型地域スポーツクラブこそが、これからの市民主導による生涯スポーツの普及に向けての可能性を秘めていると考えている。

NPO法が98年12月に施行されたことによって、第3章でも見てきたように我が国でもいくつものスポーツNPOが出てきている。現状では、まだどの団体も駆け出しの段階であり、具体的な活動には至っていない。しかし、公益法人ではないNPO団体がスポーツ振興にも関わってくることによって、今までにはあまり見られなかった動きも増えてくると考えられる。まず、特定対象者に向けてのスポーツプログラムの実行や、地域ごとに限定したサービスやプログラムも増えてくるであろう。そして、スポーツNPOとして活動する団体が増えてくれば、スポーツ振興に関わりたいと思っている人も参加しやすくなる。また、施設の利用や行政・企業からの支援等においてもNPO法人であるという信

頼性も重要になってくるだろう。地域から生まれたNPOであれば、その地域のスポーツ振興における課題や問題点も把握しやすく、素早い対応も可能である。自発的な思いからスポーツNPOが生まれ、それが地域社会のスポーツ振興につながってくるのが理想ではないだろうか。第3章で挙げた事例のように、日本では全国レベルでの活動を行なう団体もあるが、現段階では地域に根差した活動を重視していくべきではないかと思う。また、アメリカのようにもっと特定対象者向けのプログラムを展開する団体が増えてくることが望まれる。

総合型地域スポーツクラブという考え方も、地域におけるボランティアセクターの活動のひとつであり、スポーツNPOにもつながってくる。地域社会において、生涯スポーツの振興にあたっての理想的な形態のひとつとして地域スポーツクラブが挙げられる。これは何十年も前からヨーロッパ諸国では存在しているが、日本でまったく同じ形態の地域スポーツクラブを定着させていくことは不可能である。長い歴史を通じてコミュニティセンターとして生活に溶け込んでいるヨーロッパのスポーツクラブを真似するのではなく、日本独自の形態を持つ地域スポーツクラブを定着させていくべきだろう。

地域スポーツクラブの最大のメリットは、あらゆる世代の人が、生涯を通じて様々な種目を選ぶことができ、スポーツを通じてコミ

ユニケーションをとる場になるということである。そして一貫した指導や継続して取り組める環境がそこには存在している。今まで競うことしかしていなかった青少年も、身体を動かすことや世代を超えてスポーツをする楽しさを味わうこともできる。ヨーロッパのよいうに広域ではなく、我が国では中学校区ぐらいの規模がベストではないだろうか。なぜなら、施設・金銭面においてこれから新しく考えていくと時間がかかりすぎてしまい、地域に密着したスポーツクラブには程遠くなる。しかし、第5章の活動事例からもわかるように、既存の学校施設などを利用すれば効率的な活動が行なえるようになる。

また、我が国では学校でのクラブ活動との連携が大きな壁である。「成岩スポーツクラブ」のように完全な連携をとることは難しいだろう。けれども、完全とはいかなくても共通理解さえあれば十分に協力していけるだろう。指導者に指導者を活用したり、施設の開放、用具の共有、イベントの開催など様々な形で連携していけると思う。それには地域スポーツクラブの明確な目的や信頼性といったものが重要であり、NPO法人格の取得についても検討される機会も増えてくるのではないだろうか。現在は、文部省のモデル事業から総合型地域スポーツクラブができる形がほとんどであるが、第4章の表4-1の中にある「福島県特定非営利法人クラブネッツ」のように総合型地域スポーツクラブの設立を

啓発するスポーツNPOも出てきている。今後は「向陽スポーツ文化クラブ」のように地域住民の声が大きくなって自発的に設立された地域スポーツクラブが増えてくることを期待したい。

ボランティアセクターといっても、いろいろな民間団体が含まれるが、その中でも地域社会において自主的に活動を行なう団体について考えてきた。生涯スポーツの振興がまだまだ遅れている日本では、このような民間団体が先頭に立って活動していかなければならない。そのためにはまだまだ未熟であり、課題も多い。ボランティアセクターが中心となり、市民主導でスポーツ振興が行なわれていくためには行政や企業などとのパートナーシップも必要になってくる。行政には制度・資金面など、企業には施設・情報・資金面で間接的に関わっていくことが望まれる。行政・企業・民間のパートナーシップがなくしては、日本における生涯スポーツの普及は進んでいかないだろう。そして、ボランティアセクターの各団体はスポーツ振興における3大要素といわれる「施設・指導者・組織」について常に考えていかなければならない。オピニオンリーダーを中心として明確なビジョンを持った組織が、うまく既存の施設・人材・資源を活用して、それぞれの地域においてスポーツを行なう機会を住民に与えていく社会を創っていく。まだ駆け出しの段階ではあるが、ボランティアセクターこそが日本のスポーツ

振興における主導的立場になるべきである。

< 参考文献一覧 >

- [1] 地域スポーツ振興研究会 『スポーツクラブのすすめ - 豊かなスポーツライフの実現に向けて - 』ぎょうせい、1999年。
- [2] 英国スポーツカウンシル 『21世紀へ、英国スポーツの展望』笹川スポーツ財団、1995年。
- [3] 加藤勝久 『現代体育・スポーツ体系 第4巻』講談社、1985年。
- [4] 影山健 『国民スポーツ文化』大修館書店、1977年。
- [5] Melvin Helitzr “ Sports Publicity、Promotion and Marketing ” University Sports Press、1997年。
- [6] 文部省 『我が国の文教施策 - 心と体の健康とスポーツ』大蔵省印刷局、1998年。
- [7] 文部省 『文部時報』ぎょうせい、1999年。
- [8] SSF 『スポーツ白書』笹川スポーツ財団、1998年。
- [9] SSF 『諸外国におけるスポーツ振興政策についての調査(アメリカ)』笹川スポーツ財団、1998年。
- [10] 関春南 『戦後日本のスポーツ政策 - その構造と展開』大修館書店、1997年。
- [11] 山岡義典 『NPO基礎講座 - 市民社会の創造のために』ぎょうせい、1997年。

- [w1] A Sporting Chance
<http://www.webalias.com/ASportingChance>
- [w2] BASHF
<http://www.bashof.org/>
- [w3] 大統領スポーツ審議会
<http://www.aoa.dhhs.gov/aoa/dir/211.html>
- [w4] インターネットテニスジャパン
<http://www.tennis-japan.com>
- [w5] 自治体チャンネル 14号
<http://www.xing.mri.co.jp/region/RC14/index14.html>
- [w6] 日本レクリエーション協会
<http://www.recreation.or.jp>
- [w7] 日本体育・学校健康センター
<http://www.ntgk.go.jp/kikin/index.html>
- [w8] 日清スポーツ財団
http://www.nissinfoods.co.jp/main/cult/sport_found/index.html
- [w9] 笹川スポーツ財団
<http://www.ssf.or.jp>
- [w10] 障害者スポーツセンター
<http://www.wnn.or.jp/wnn-v/dantai/>
- [w11] テニスウエルネス協会
<http://www.tennis.co.jp/wellness/>
- [w12] 全米レクリエーション公園協会
<http://www.nrpa.org/>